

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名の指名	3
第2 一般質問	3
金萬 文雄 議員	3
1 利府町版m o b i の運行計画について	
2 利府町パートナーシップ制度の導入について	
須田 聡宏 議員	16
1 教員の労働環境の見直しについて	
2 馬の背の保全、安全対策、利活用について	
阿部 彦忠 議員	34
1 新太子堂地区における道路整備について	
2 旧役場跡地の利活用方針について	
土村 秀俊 議員	48
1 小中学校の教育施策について	
2 防災・減殺対策について	
第3 請願第1号 「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する事	65
第4 委員会の閉会中の継続調査の件	67

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる表記となっている場合があります。

令和6年3月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	鎌 田 功 紀 君
町 民 生 活 部 長	福 島 俊 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	郷右近 啓 一 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	後 藤 仁 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

令和6年 3月定例会会議録（ 3月14日 木曜日分）

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
議 事 係 長	姉 崎 裕 子 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第4日）

令和6年3月14日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する事
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和6年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 羽川喜富君、15番永野 渉君を指名します。

なお、本日の日程につきましては、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番 金萬文雄です。今日はよろしくお願いいたします。

私は、2点について質問をしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目。

利府町版m o b i の運行計画についてであります。

既存公共交通との共創を目的に、令和5年11月27日から令和6年3月31日まで、利府町版m o b i の実証運行が実施されております。利便性が高い新たな交通機関として期待される場所でもあります。また、令和6年度から新たな利府町地域公共交通計画が作成予定であり、町民からは、今後の公共交通政策が注目されることとなっています。利府町版m o b i の運行について伺います。

1、利府町版m o b i の実証運行の達成目標及び現在までの目標達成状況と課題、住民の意見集約状況を伺います。

2、利府町版m o b i の4月以降の運行計画について伺います。また、利府町版m o b i の実証運行エリアから外れる東部地域、野中、藤田、春日地域と西部地域、神谷沢地域の住民が

らはm o b i の運行要望が高く、運行エリアを拡大する必要があると考えていますが、町の考えを伺います。

2点目、利府町パートナーシップ制度の導入についてです。

第4次利府町男女共同参画基本計画の基本理念は、全ての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、あらゆる場でその能力を発揮し、みんなが笑顔で暮らしていくことのできるまちになることを目指すとしています。パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が認められていない日本で、自治体が独自にL G B T Qカップルに対して、結婚に相当する関係であると宣誓書等で認めることにより、様々な行政サービスや社会的配慮を受けやすくし、性的マイノリティーの人権を守り、社会で生きやすくすることにつながる制度であります。

この制度は、社会情勢を背景に、数年で急速に広がり、令和6年2月現在、全国で392自治体が導入し、人口カバー率は8割を超えているというデータがあります。第4次利府町男女共同参画基本計画の基本理念に基づき、町でパートナーシップ制度を導入することについて、町の考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の利府町m o b i の運行計画について、2の利府町パートナーシップ制度の導入について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の利府町版m o b i の運行計画について、お答え申し上げます。

まず（1）の利府町版m o b i 実証運行の達成目標と達成状況、課題と住民意見集約についてでございますが、数値化している達成目標につきましては、利府町版m o b i プロジェクト推進協議会において、利用者数については、定額乗り放題プラン150名、稼働率70%以上、利用者満足度、10点中6点以上と設定しております。

このうち、利用者満足度については、10点中8.2点と達成している状況にありますが、定額乗り放題プラン登録者数は62名、稼働率は38%となっており、目標に達していない状況であります。しかしながら、1回ごとに料金を支払うワンタイムプランや、6回利用できる回数券プランなどを含めた利用者全体の登録者数は約600人であり、約3か月間での延べ利用者数は約2,300人、1日平均23.5人の方が利用している状況にあります。先月のアンケート調査におきましても、利用者の皆様からは、移動が楽になった、移動時間が短縮できた、送迎の負担が軽減

できたなどの意見をいただき、特に、乗り心地や運転手の対応については高い評価をいただいております。引き続き利用者拡大を推進するため、利用方法やアプリ登録方法等について、広報紙等での周知や説明会を実施するなど、プロモーションの強化を進めてまいりたいと考えております。

次に（２）の利府町版m o b i の４月以降の運行計画についてでございますが、今回の実証実験については、運行開始時期が昨年１１月２７日であることから、１年を通しての利用者数等の推移や、バスやタクシーなど他の公共交通への影響なども含め、さらなる検証が必要と考えており、引き続き令和７年３月３１日までの１年間、実証運行を継続してまいりたいと考えております。

また、運行エリアの拡大につきましては、運行稼働率などを考慮して、４月以降も現在の半径２キロ、直径４キロ圏での実証運行を継続しながら、慎重に検討、判断してまいりたいと考えております。

次に、第２点目の、利府町パートナーシップ制度の導入についてお答え申し上げます。

この制度は、パートナーが婚姻に相当する関係性であることを行政機関が公認するものであります。現在は、社会全体で多様な性の在り方へ理解促進が進みつつあり、人権への配慮や支援の在り方に関する検討が、様々なところで進められてきていると認識しております。

東北地方におきましては、青森県や秋田県、弘前市など１１の県と市町がこの制度を導入し、３０組以上が利用していると伺っておりますが、宮城県内におきましては、昨年、仙台市が令和６年度中に導入する方針を明らかにしたほかには導入している自治体はないと把握しております。

本町における制度の導入につきましては、近隣市町村の動向及び宮城県の制度の広域化への考え方、また、国の法整備の動向などを見据えながら慎重に進めていく必要があると考えていることから、引き続き調査研究してまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。金萬文雄君。

○７（金萬文雄君） 答弁ありがとうございます。

まず、最初の１点目のm o b i について再質問したいと思います。

回答の中では、乗り放題プランと稼働率、稼働率が目標を達成していないと。ただ、満足度は高いという状況だとお伺いしました。

もう１点、m o b i の運行のときに、ほかの交通機関への影響もどうかということで、そこも含めて検証するということだったと思うんですけども、この状況はいかがだったでしょ

うか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

m o b i の利用推進協議会のほうで確認したところでございますが、影響はないということ
でございました、現時点では。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 分かりました。もうちょっと、やはり期間、今度1年間延長するという
ことなんですけれども、やはり、期間をもうちょっと見ないといけないのしょうから、次を
見たいと思います。

実証エリア内の住民の方に何うと、使い方に対して「どうやって使うのか」とか「ガラケー
だから使えない」とか「やってみたいと思うんだけど、ちゅうちょしている」という声があり
ました。その都度、「電話でもいいんだよ」とか「ぜひ使ってみて」とは声がけしているんで
すけれども、今はアプリへの登録状況が出ていたと思うんですけれども、利用者2,300名ですか、
あと登録状況も出ていたと思うんですけれども、電話での予約というのはどういう状況か、つ
かんでいたらお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

3月の頭の状況でございますけれども、全体で341件の電話予約がございました。これに対し
ましてアプリ予約が1,936件でございますので、割合としましては電話が18%ということでござ
いました。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） やはり、ある程度電話も多いのではないかなという感じはしますよね。

それで、私がいろいろな方に聞いて全体的な印象としては、様子見、様子を見るという印象で
した。乗り放題プランが伸びないでワンタイムプランが多いというのは、そういうのもあるの
かなと。課題として、答弁の中でプロモーション強化を挙げていましたけれども、町民の認知
不足というふうに捉えているんでしょうか。現在の住民の反応をどう分析しているのかお伺い
します。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

プロモーションは引き続き行っているところなんですけれども、その状況をアンケートの結果で見てみると、まず最初、やはり広報紙で知ったという、きっかけは広報紙というのが多かったようでございます。実際に使ってもらおうと非常にいいということなので、引き続きプロモーションはしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 要するに、プロモーション不足だったのではないかという認識だということよろしいですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） 結果を言われると、否定はできないところでございますが、11月27日、その以前から、決定した段階から、できることは全てやってきたつもりでございますし、これからも、今度はグランディのコンサート、たくさん有名なアーティストの方がいらっしゃいますので、例えば、今週なども利府駅でプロモーションをしたいと思っておりますし、あと、今現在、申告相談を行っているんですけれども、その会場でもプロモーションビデオを放映して、そのまま窓口に取り込むというようなこともしております。

大体、日に2人から3人ぐらいは窓口に来ていただけている状況でございますし、これから団体とか、町内会さんからも問合せがございますので、できることはやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 私としては、やはり宣伝不足かなというか、認知不足なのかなと思っ
ているんですけれども、ただ、口コミで使った方の声を、宣伝効果としては、要するに、満足度は高いわけですから、使った人は「すごくいい」という声はよく聞きますので、やはり口コミ等で使った方の声を、宣伝効果は大きいと思いますので、使った方の声などもアプリ内とか回覧版とか、いろいろな広報、そういうものを使って促してはどうかなと非常に思いました。

あとは、1年間の延長期間で、少しずつ、今度はほぼ3か月ぐらいですから、なかなか難しい、浸透するのは難しいかなと思うんですけれども、1年間の延長期間で少しずつ浸透してのではないかなと思いますので、その間、やはり粘り強く周知していくことが必要と考えています。私の本当に少ない経験なんですけれども、定着するには2年から3年ぐらい、やはりかかる気がします。なので、まずは1年間頑張る、粘り強くやるというのが必要なのかなと思

ます。今後、先ほどコンサートとか広報紙とかということなんですけれども、住民への働きかけについては、どのようにしていく、計画があれば、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

先ほどお答えしてしまったところなんですけれども、問合せはございますので、具体的にボランティア友の会さん向けにやりたいと思っていますし、あと町内会さんからも御依頼がありましたので、そちらのほうにも出向いてやりたいと思いますし、ロコミというのがやはりいいのかな、好印象を与えているということもございますので、答弁で23.5人ということだったんですけれども、1日当たりの利用が、直近の20日を取ってみると26人ということで、一番最初の無料期間が落ち着いて、それでも徐々に利用者は増えておりますので、そういったことも含めながら、あと議員から御提案がありました、声をプロモーションへ利用するというようなことも考えながら、引き続きプロモーションに努めたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 私が、住民の方からいろいろ御意見を聞く中で、私たちはm o b iと普通に読んでいますけれども、住民の方にm o b i どうですかと聞いても「えっ」という反応が、私が聞いた範囲では多かったような気がします。そんなときに「町で新しく始めたワゴン車だよ」というと「ああ、あれ」という反応なんですね。

ある人から、「あれm o b i って読むんですね」と言われたんですよ。それで気づいたんですけれども、エム、オー、ビー、アイでモビと片仮名で振っているのは、ごく一部なんです、確かに。パンフレットにも1か所しかないし、今度の利府町の広報紙でも平仮名は振っていないですよ。エム、オー、ビー、アイというふうなことでずっと、あとはワゴン車、車の側面にも平仮名振ってないですよ。なので、そういう方もいるんだなと。どういうふうに読んでいるのかなと、エム、オー、ビー、アイってどう読むのかなと思っていたという話なんですけれども、そういうことも、ちょっと参考にしていただきたいと思います。

この点も考慮していただきたいということで、リーフちゃんといえばマスコットが浮かびますよね。ああいうように、やはりm o b iを浸透させるって、m o b iで愛称でいいのかなというのはありますし、例えば愛称を募集するとか、例えば、名取は「なとりんくる」、平仮名で「なとりんくる」ですよ。岩沼はA Iのそのままなんですけれども、そういうふうに愛称というのもいいのではないかなと、募集するのでもいいのではないかなと思いました。

期待感と、使用した方の高評価があるので、ぜひ、そういういろいろな工夫、ビジュアルに訴えるというのでもいいのかなと思いますので、ぜひ、そういうことも含めて検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） ビジュアルに訴えるということでございますので、はい、検討させていただきたいと思います。チラシを、これまで配布させていただいているんですけれども、そちらも統一したイメージで作っておりますので、少しずつ浸透していくのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） この点については、引き続き、私たちも含めて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

非常に期待の高いm o b iなんですけれども、2に移ります。次の質問の2番に移りますけれども、今後の運行計画について、1年間実証運行を続けるということになっていきますけれども、住民がm o b i利用をちゅうちょするもう一つの理由がある、私が聞いてですね、運賃の問題です。町民バスの100円に比べると、やはり1回300円というのは高く感じるようですね。特に、どのくらい利用するか分からないのに、乗り放題プランいきなり月5,000円というのは、やはりちゅうちょするんですよ。すぐ手を出せない。高いという声が多かったと思います。月5,000円でフルに乗り放題でも年間6万ということですから、高齢者にとっては結構大きい額だなと思います。特に、家計が厳しい中、手元に残るお金が目減りしているわけですから、ちゅうちょするのは当然なのかなと思います。

ただ、免許を返納した高齢者の方は、ほとんどうちから出なくなっておっしゃっている方が多いですし、活動範囲を広げていくという意味では、いきいき活動の参加なども含めて参加しやすくなるという点では、フレイル予防という点でも大いに期待できるのではないかなと思いますし、車を運転している高齢者の方も多くいますけれども、ただ、いつまでも車を運転できないなとは分かっているんですけれども、免許を返納したら明らかに不便になるということがあるために、今はいいけれども、あと数年後とか5年後どうするのかというふうな、悩んでいる高齢者が多くいらっしゃいましたので、その方々が安心できる点でも、m o b iは活用によっては期待できると考えております。

質問に移りますけれども、m o b iへのシルバーパス事業の適用とか、高齢者利用プランと

か、学生割プランというのは利用促進にもつながると思うんですね。昨日の新聞、河北で岩沼市のA Iの記事が載ってございましたけれども、乗り合いバス本格実施のニュースでしたけれども、小中学生と70歳以上は150円、大人300円なんですけれども、ということがありました。あとは、岩沼のA Iは、試験運行のときは大人が200円、小中が100円だったんです。今度4月から本実施になるんですけれども、大人がそれでも300円に上がりますけれども、小中と70歳以上については150円なんですね。あとは、1日フリープランとかというのもあったりして、そういうのも組み合わせたほうがいいのではないかと。利府町のm o b iは、小学生が150円ですよ。中学生以上が1回300円となっていますので、そこら辺、やはり利用促進のためと高齢者の負担軽減、バスとか、町民バスもやっているわけですから、m o b iもそこを適用しないと、やはり公平性がないですよ。

それと、岩沼のように、例えば実証実験中は少し安くして、とにかく乗ってもらおうと。本実施のときには、少し改定するみたいなこともいいのかなとは思いましたので、いろいろな、そういう値段のほうの工夫も、ぜひしていただきたいと。特に、学生割とか、高校生とか中学生はよく使うのではないかなと思うんですけれども、学生割とか、70歳以上とは限らないと思うんですけれども、高齢者割というのを、ちょっと検討していただけないかと。予算は確認しましたけれども、やはりこのm o b i、公共交通機関は利府町にとって最大のテーマであって、住民要求のベストワンですよ。そういう意味では、ここに予算を投入するということは非常に大きいと思いますし、満足度が高くなると思いますので、ぜひ、そこら辺の運賃の検討をしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

まずこのm o b iなんですけれども、大前提といたしまして、岩沼市さんとか名取市さん、それから南三陸さんと違うのは、既存のバスをやめて新しくA I、デマンド交通を始めたダウンサイジング型ではなくて、従来の交通体系はそのまま、さらに補完する形で導入したものですので、その前提で料金設定も検討してまいりました。

ただ、高齢者への割引とか小中学生というところまでは、まず実証実験の結果で検討したいとは思っておりましたので、まずは実証実験は、今回の料金体系でやっていきたいと思ひますし、検討はしますが、大前提として、そういった導入の経過があるということを御理解願いたいと思ひます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ただ、利用を控える、ちゅうちょするということになると、この事業そのものがやはり危うくなりますよね。なので、やはり、まず乗ってみてくださいという姿勢は必要なのではないかなと思いますので、ぜひ利用料、特に高齢者と学生については、特に要望したいと思います。そうすると、ちょっと乗ってみようかとなりますし、特に、学生なんかよく使うのではないかな。今は小学校が150円なので、小学生は親と一緒にとか、1人で乗るってあまり少ないんだと思うんですけれども、中高となるとちょっと違ってくるのかなと思いますので、そこら辺、利用促進、目標達成のために、ぜひ、住民のための予算ですから使ってほしいなと思いますので、今からでも遅くはないと思うんですけれども、1年間がしつと決めることではないと思うので、途中からでも御検討いただければいいのではないかなと思います。システムが違うということは分かりますけれども、ただ、この事業を、住民の期待も高いし、成功させなければいけないというのはあると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

時間がないので、もう一つ、令和5年12月31日現在の利府町人口は、1万4,230世帯で3万5,888人、そのうちm o b i の試験運行エリアは、人口の約6割強、約2万5,000名ですね。約7,000世帯ぐらいかなと思うんですけれども、エリア外行政区は、東部、加瀬、野中、藤田、春日、赤沼、須賀、葉山となっています。西部は神谷沢の一部、菅谷の一部となっていると思います。人口の世帯割で約3割強の住民がエリア外になっています。エリア外の住民からは、何で町の中心から団地だけなのかなとか、あと、一番近い乗降ポイントまで、とても遠くて無理だとか、一部住民からは、同じ利府町民なのに何でという声も寄せられています。

特に、野中地区、私の野中区は、利府町人口比では13.8%住んでおりまして、利府町で一番人口が多くて、人口増加が多いところです。高齢者と若い世代の二極化が進んでいる地域もありますが、これらの地域に共通するのは、公共交通が町民バスしかない、2時間ごとにしかバスが来ない地域ということなんですね。なので、今回の既存の公共交通の補完という意味では、まさにこのm o b i が必要な地域だと思っています。

具体的には、神谷沢団地集会所から最も西の乗降ポイント、週末びっくり市まで700メートル、団地の一番多いところから1キロあります。東部は、野中二部公民館から一番近い乗降ポイント、柚ノ木溜池まで1.5キロあります。藤田集会所から利府自動車学校、ここが一番近いのかなと思うんですけれども、1.5キロあります。春日二部集会場からモチキの関まで2.3キロという状況ですので、これでは、やはり住民の納得がいかないのかなというのも分かります。西部は1キロ、東部は1.5キロほど拡大できれば、東西に延伸できればいいのではないかなと考えますが、今後、東西に延伸の計画があるのか、人口の3割強が住んでいる実証エリア外の地域への公共

交通の計画は、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

エリアの拡大ということでございますけれども、議員さんおっしゃられたとおり、拡大する方法とか、あとまた、別にエリアをつくる方法とかがあるところなんでございますけれども、まずは、このエリアで実証実験の許可を得ているというところもありますので、急な拡大というのは、正直、現実的ではないのかなとは思っています。ただ、長期的には、どうしても持続的な公共交通を考えていかなければならないと思っていますので、全てのできないというのを排除して考えていかなくتهはいけないと思っておりますので、長期的には検討していかなくتهはいけないとは認識しておりますが、なかなかすぐには難しい、現実的ではないということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 住民の中で不公平感を生むのは、あまりよくないと思いますので、例えば、岩沼もA Iの乗合バスは半径3キロなんですね。待ち時間というものもあるかと思うんですけども、それで2台で運行しているんですよ。半径2キロということなので、町はですね、これ範囲を3キロとかに広げられれば、またちょっと違うと思うんですけども、ここら辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

このm o b iのシステム自体が、基本的には2キロ半径、4キロ圏内で作られておりますので、それで、運行車両数とか料金設定とか、あとキャンセル設定というようなところが作られておりますので、簡単ではないかと思ひます。

ただ、できないということではございませんので、当然、長期的には検討していかなくتهはいけないところでございますが、最初に申し上げましたとおり、道路運送法21条の実証運行の許可をこの条件で取っているということ、仮に変えるとすれば、早々に分析して、結果を出して、それを公共交通会議に報告してというような流れで、さらに乗降ポイントを検討、そして、運輸局と相談しながら、警察とも相談しながらというふうになってきますので、なかなか年度内というのは、やはり難しいのかなと考えます。やらないということではなくて、現実的にちょっと難しいのかなとは思っておりますが、長期的には検討しなくتهはいけないことだと思ひ

ております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 当面、例えば、ほかの公共交通機関の影響がないというお話だったんですけれども、エリア内の町民バス、エリアには民間のバスと町民バスとm o b iが入っているわけですよね。ここを、例えば町民バスの調整をして東西に振り分けて、当面、町民バスの運行本数を増やすとかということは、長期計画でm o b iが、今短期の計画で広げられないのであれば、せめてそういう調整というのは可能なのでは、広げるという、とにかくエリア外の方々は日常の交通に困っているわけですから、そういうことも含めて考えられないかどうか、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

できることはもちろんやっていきたいと考えておりますが、ほかの公共交通機関への影響がないかというのは、3か月ではなかったということなんですけれども、この1年でどうなるのかということもありますし、仮にエリアを広げた場合、ちょっとやはり影響が出てくる可能性も出てきますので、なかなか、そこは慎重にいかなくてはいけないのかなと思っています。

ただ、公共交通計画の中では、町民バスの見直しや、ほかの地区の公共交通について検討していかななくてはならないとしておりますので、我々、m o b iだけで全部を解決しようとは思っておりませんので、もしかしたら、ほかに合うようなシステムがあるのかもしれませんが、町民バスの増便とか路線変更でうまくいくかもしれませんが、そこは、新しい計画ができつつありますので、それを基に進めていきたいと、継続的に、ずっと進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 最後、まとめになりますけれども、このm o b iは、高齢者が、病院とか買物とか地域行事とかサークルとか仕事とかに活用範囲ができるし、働く世代も通勤とか駅へのアクセス、学生は塾とか部活とか、利便性が全世帯に活用できるものなのかなと思いますので、しかも、渋滞緩和とかゼロカーボンにも有効だと思います。

令和6年度から、利府町地域公共交通計画が新たに計画されますけれども、m o b iの試験運行のエリア外の住民の声も、ぜひ組み入れていただいて、計画していただくことを強く要望

して、この点は終わりたいと思います。

2点目、パートナーシップ制度についてですけれども、答弁は、今後、引き続き調査研究していきたいとなっています。確認しますけれども、L G B T Qというのは、Lがレズビアン、Gがゲイ、Bがバイセクシュアル、Tがトランスジェンダー、そしてQというのはクエスチョニングで、自分の性の在り方が分からない、決め切れないという方、これにプラスがつく場合があります。L G B T Q＋、つまり、ほかに様々な性があるという表現になっています。つまり、性的マイノリティーといっても様々な性があって、男女二元論では説明できない多様な性があるということです。グラデーションで表現されることがあって、レインボーフラッグが性の多様性を表すのは、そういうゆえんだと理解しています。

L G B T Qの人口割合は、様々な調査がありますけれども、3%から10%というデータです。左利きの方が10%ぐらいですので、そのくらいか、あるいは鈴木、高橋、佐藤ですか、その名字が1.5%ずつなので、5%から7%、そのぐらいなのかなということで、意外と身近なんですね。ちなみに、昨今は社会の理解度が進んで、カミングアウトして学生生活を送ったり、働く職員が普通にいますので、本人が望む対応とか相談窓口が決められると非常に望ましいとなっています。

答弁では、近隣市町村の動向を見るという話なんですけれども、近隣市町村や県の制度の広域化の考え方と答弁しているんですけれども、具体的には何を指しているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えします。

具体的にということなのでございますが、仮に、このパートナー制度を導入した場合、ほかの市町村さんを見ても、パートナーだけに限ったものなのか、家族も含めたものなのか、さらには事実婚とか内縁とか、そういったものまでを含めるのか。そして、それを公認する方法として、宣誓しました、登録しました証明というふうにするのか、本当に公正証書を添付していただいて、パートナーシップでありますよというのを、そこまで証明するものなのかというのが、なかなか全国的に見ても絞り切れていないと分析しております。

東北地方はこのような状況ですので、あと、全国的にも広域的に導入している部分が多いというふうに見ておりましたので、その点で、ちょっとなかなか、時期的にはもう少し様子を見たほうがいいのかなと考えておるところです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 確認しておきたいんですけども、国の動向としては、もちろん同性婚については、民法とか法律上の問題が解決していません。ただ、この自治体パートナーシップ宣誓制度というのは、自治体のできる範囲内で、LGBTQのカップルが抱える生活上の困難とか不安を少しでも解消できるように、自治体ができる範囲内での運用をするということで、具体的には、パートナーシップ宣誓を結婚と相当する関係であると自治体が認めて、宣誓書証明を発行することによって、同居親族と同等の扱いが受けられる制度。例えば、公的サービスは、自治体の要綱によりますけれども、公営住宅への入居とか、各種証明書の発行手続とか、介護保険などの代理申請とか、日常生活支援の家族適用など、病院では、病院によりますけれども、家族同様に扱われたりとか、民間サービスでは、クレジットカードの家族カードとか、携帯電話の家族割とか、会社の福利厚生適用とか、生命保険の受取人ということもできるというところも出てきています。

そういう様々な、やはり利点というのがあると思いますので、今後、パートナーシップ制度を検討していく上でも、多分、ファミリーシップ制度も含めてどうするかという検討なんだろうんですけども、ぜひ検討していただきたいと。近隣自治体は、全国で導入していないのが宮城だけです。あと全県導入しています。県内では、御存じのように仙台、あと栗原が4月からやると言っていますので、もう検討とか研究とか、そういうレベルではないということですよ。もう追い詰められているというか、迫られていると思います。1年で392自治体に増えて、人口カバー率はもう8割に急速に広がっている状況ですので、どう見ても、やはり逆にやらなければいけないような状況になっているのではないかなと思いますので、調査研究のレベルではなくて、もうスピード感を持って検討に入る時期かなと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（福島 俊君） お答えいたします。

この件につきましては、一般質問でも過去4回いただきまして、その都度、検討してまいったところでございます。当然、その流れは引き継いでおりまして、ただ、その中での状況というのは変わってきまして、本当に普通なんだと思っている方がほとんどだと思います。ということで、我々だけがちょっと取り残されているのかなと思ったものですから、周辺の同規模の市町村を聞いてみたところ、なかなか予定しているところはないというようなところでございました。

ただ、意義といたしましては、国ではなくて、県ではなくて、市町村からどんどん動いていて大きな流れをつくったという意義というのは大きいと思います。ただ、同時に各自治体でできる限界というのも存在しますし、制度が統一されていないことによっても、いろいろな不利益が出てしまうのかなと思います。特に、転出入の多い本町におきましては、その辺もちょっとケアしないといけないのかなと考えておりますので、引き続き検討はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） まとめますと、性的マイノリティーの町民の人権を守る、この制度は守ると、町内で、社会で生きやすくするということにつながるというのが1点、2つ目は、町民へのLGBTQの理解につながる、これは職員の教育も同時にできるんですね。なので、ホームページで「LGBTQとは」というふうに出している自治体もあります。そういうふうな、LGBTQの町民への理解にもつながる。

3つ目としては、町のイメージ向上につながります。これは先進的だなと、ちょっと全国的には遅れていますけれども、と思います。それから4つ目は、社会にLGBTQの理解が進む中で、全国的に、やはりパートナーシップが急速に広まっているということがありますので、ぜひ、スピード感を持って検討していく時期かなと思いますので、強く要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 答弁、よろしいですか。

以上で、7番 金萬文雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時ちょうどです。11時なりましたら再開します。

午前10時48分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 須田聡宏君の一般質問の発言を許します。須田聡宏君。

〔3番 須田聡宏君 登壇〕

○3番（須田聡宏君） 3番 須田聡宏でございます。

本日は、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、昨日の一般質問の様子から感じるがありましたので、お話しします。

どうしてこの質問をするに至ったのか、同様に、町の施策として、どうしてこの施策を提案しているのか、そういったストーリーを語ることは大事だと思いました。

私は、教員として16年間、中学校に勤務しました。学校の先生になろうと思ったのは、大学在学中です。それまでにお世話になった先生方の影響があったことは間違いありません。学校の先生っていいなというふうに思ったわけです。子供たちと接する毎日は、大変なこともたくさんありましたが、それ以上に感動ややりがいを感じる仕事です。そして、私たちの未来を支える重要な仕事であると認識しました。

しかし、教育現場は、時代の変化とともに様々な課題を抱え、厳しい環境になっています。私は現在、生涯教育と教員養成の仕事も携わっています。ただ、先生はやりがいのある仕事だよというふうに、学生に言うだけはいられません。これから教職を目指す学生のためにも、教育現場が働きやすい環境になるように努めていきます。そして、子供たちの前にいる先生が、心身ともに健康であることが、明るい未来を子供たちに見せることにつながると信じています。

そこで今、学校現場の教員の皆さんはもちろん、住民の皆様、行政に関わる皆様、民間の企業の皆様に、まず現状を知っていただくこと、そして一緒に考えていただくことを願って質問をさせていただきたいと思います。

では、通告のほうです。2点あります。

1、教員の労働環境の見直しについて。

学校業務の中には、外部の専門業者に委ねることで改善できる業務と、校長の裁量で改善できる業務があると思われます。以下の項目についてお伺いします。

（1）水泳の授業や夏季休業中のプール開放は、設備の管理・安全面で業務内容が重過ぎると思います。そこで、水泳の授業は町内のプール施設を活用することを検討できないでしょうか。

（2）学校現場では、ICT活用により、出席簿の管理や欠席情報、諸表簿への連動がなされ、記録管理業務がとてもしやすくなりました。これは、業務量削減に貢献していると言えると思います。しかし、システムの管理、運用、教員への指導伝達は、情報担当教員やICT分野が得意な教員が行っているというのが現状です。一部の教員に頼るのではなく、専門業者によるサポート体制を構築してはどうでしょうか。

（3）学校の施設、設備を点検するのは、主に管理職の仕事になります。しかし、設備や施

設の安全点検は、専門業者が行うべきではないでしょうか。また、日常的な校舎内の戸締まりや点検も日直を充てて行っているという現状ですが、このような業務を見直す必要があるのではないのでしょうか。

（４）教員の勤務時間の管理方法についてお伺いします。

（５）労働環境が改善された事例について教えていただきたいと思います。

続いて、２つ目の質問です。

馬の背の保全、安全対策、利活用について。

今年１月、週刊現代において「絶景日本遺産」というタイトルで、利府町の馬の背が紹介されました。ここまで全国区の景勝地として取り上げられたことは、町の努力の賜物であり、すばらしい功績と言えらると思います。そこで、今後はどのような方針、計画で進めていくのか伺います。

（１）馬の背を訪れる観光客の推移と地形的状況をお伺いします。

（２）馬の背を含めた周辺の自然環境保全対策はどうでしょうか。

（３）安全対策はどうでしょうか。

（４）馬の背を訪れた観光客を町内及び周辺の観光地に誘導するための計画はありでしょうか。

以上について質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

１の教員の労働環境の見直しについては、教育長。２の馬の背保全、安全対策、利活用については、町長。初めに、教育長。

○教育長（本明陽一君） ３番 須田聡宏議員の御質問にお答え申し上げます。

第１点目の教員の労働環境の見直しについてお答え申し上げます。

まず、（１）の水泳の授業は町内プール施設を活用することを検討できないかについてでございますが、現在、各小中学校では、自校のプールにて水泳の授業を実施しております。町内のプール施設の活用につきましては、天候に左右されず入水できるということなどのメリットが考えられますが、各校にあるプールが活用可能な状況であり、プール施設を活用することとなりますと、児童生徒の移動時間等の課題もあることから、今後、老朽化等により学校のプール使用が難しくなる場合において、プール施設の利用について検討してまいりたいと考えております。

次に（２）のシステムの運用管理や教員への指導伝達についてのサポート体制の構築でござ

いますが、平成28年度に設置した各校の情報教育指導員を中心とした情報教育指導員会議を定期的に開催し、情報共有とともにシステム運用の研修会を行い、各校が同じ水準で取り組んでいくよう進めてきております。さらに、情報教育指導員を宮城県総合教育センターの研修に派遣し、研修の情報を共有することで資質の向上を図ってきております。なお、ここに行った2名は、文部科学大臣表彰を受けております。また、本町が抱える課題や方向性を踏まえ、本町のD X推進アドバイザーから助言をいただきながらI C Tの活用に努めております。

次に（3）の学校施設の点検などの業務見直しについてでございますが、法定点検が義務づけられている設備につきましては外部へ発注を行い、専門業者により点検を行っております。また、学校保健安全法に示されている安全確認、点検につきましては、教職員により月1回の安全点検を実施しております。議員御質問の業務の見直しにつきましては、日常的に発生する破損等の点検、確認や戸締まりにつきましては担当の先生方が実施し、最終的には管理職が確認するのが業務の一環と考えております。今後、教職員の労働環境の見直しについては、学校からの要望も踏まえ、外部発注ができる業務等を見極めながら負担軽減に努めてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

次に（4）の勤務時間の管理方法についてでございますが、教育委員会では、在校時間記録簿及び開・施錠報告書を各小中学校から毎月報告を受けて、適正な勤務時間になるよう指導しております。また、今後公務支援システム改修に合わせて出退勤システムを活用した勤務時間管理を行ってまいりたいと考えております。

最後に（5）の労働環境改善についての事例でございますが、昨年度より、給食費公会計化による学校事務処理の軽減や、各小中学校においては、議会等と同様にタブレット端末を利用した職員会議資料のペーパーレス化を行ってきております。また、出席簿や通知表などの諸帳簿のI C化により、事務処理の効率化が図られたと報告がありました。なお、学校事務共同実施協議会においても、学校事務の効率化について協議、検討して進めております。

今後も引き続き創意工夫をしながら、なお一層の労働環境改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 須田聡宏議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の馬の背の保全、安全対策、利活用についてでございますが、（1）と（3）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

町長就任後、本町を広く知ってもらう施策として、町の財産であり全国に誇れるすばらしい景観の馬の背を積極的にPRしてまいりました。おかげさまで数多くのメディアに取り上げていただいたことにより、特に若い女性観光客も多く訪れる場所となっております。

馬の背に訪れる観光客の推移につきましては、正確な数字は把握しておりませんが、就任前は土日でも数えるくらいの訪問者でありましたが、最近実施した馬の背PRイベントでは、300名を超える方々が馬の背に訪れていただくなど、年々増加しており、今では人気の観光スポットとなっております。

地形的状況と安全対策につきましては、馬の背は長い年月の波の侵食によって約250メートルほど海に突き出た天然の栈橋とも言われ、先端まで渡ることができる景勝地となっておりますが、入り口付近の遊歩道が急勾配であることから、令和4年度には、階段を整備し安全対策を講じております。また最近では、来訪者数の増加により、ロータリー箇所以外にも路上駐車が見受けられることから、現在、宮城県と共同で新しい駐車場の整備を進めているところであります。

このほかにも、文化庁と現地立会いでのアドバイスを基に、現在策定中の特別名勝松島観光環境整備実施設計において、浮き輪などの救命具や、はしごの整備、また注意喚起等の表示などを盛り込むと考えており、景観に配慮した安全対策が図られるように、関係機関と協議しながら整備を進める予定であります。

次に、（2）の周辺の自然環境保全対策についてでございますが、馬の背周辺は県立自然公園松島に指定されていることから、宮城県の管理となっております。自然環境保全については、松くい虫対策が大きな課題であり、馬の背周辺では、毎年、宮城県において松くい虫の被害状況の調査が実施され、予防措置として樹幹注入や地上散布、被害木の伐採駆除を行っているところであります。また、本町を含む2市3町等で構成しております松島湾をきれいにする会では、地域の清掃活動を行っているボランティア団体等に対して活動費の助成を行っており、本町では利府町観光協会が活動している状況でございます。今後も、管理している宮城県や近隣市町と連携し、景観の保持に努めてまいります。

最後に（4）の馬の背を訪れる観光客の誘導計画についてでございますが、現在、馬の背周辺においては、浜田地区を拠点として、レンタサイクルの配備やキックボードの実証実験などを行っております。また、JR仙台駅や仙台市営地下鉄の主要駅、松島地区や秋保地区のホテルに馬の背を掲載した観光パンフレットを配架するなど、町内への誘客と回遊性の向上に努めているところであります。さらに、今年の7月には、本町待望のビジネスホテルが開業するこ

とから、馬の背を訪れた観光客のみならず積極的に観光PRを実施し、事業者と連携した観光コンテンツの創出による滞在型周遊観光の拡充に努めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、教員の労働環境の見直しについてなんですけれども、今現在あるプールを活用していくということ、それから、そういったプールが使えなくなっていくような場合には検討していくということで、長期的に考えると検討していただけるという形で答弁いただいたと思います。ありがとうございます。

いろいろな課題はあるかと思うんですが、プールの活用に関して、最初にお話したように、いろいろ皆さんに知っていただきたいというところもありますので、お話ししていきたいと思います。

町内プールの活用については、令和元年9月定例会で、当時、遠藤紀子議員からも提示され、学校のプールは全国でも減少傾向にあるということを示されました。減少している大きな理由としては、稼働率の悪さというものが挙げられるのではないかなと思うんですが、直近のデータで、町の小学校、どちらでも構いませんが、プールの水泳の授業などで利用した日数などをお伺いすることはできるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） それでは、お答えいたします。

プール使用の日数についてでございますけれども、小学校、中学校、ともに同じ数字にはなっているんですけれども、令和5年度については、授業での使用は、平均ですけれども18日間となっております。また、夏休みの開放もありましたので、そちらについては、小学校では3日、それから、中学校のほうでは8日間となっております。なお、夏休みについては、もう少し長く取っているところもあったんですけれども、暑過ぎて入れないということがあったので、そういう日数になっているというところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、年々暑さも増してきて、暑さのせいで危険だということで、プール使用ができない、水泳の授業ができなかったり、夏休みのプール開放ができなかったりというようなことが今後も予想されます。特別、前回だけが暑かったというわけではないと思うのですが、今後、今お話を伺ったように、365日のうち

多くて26日間しか稼働していないという明らかな事実、これは、このことについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

1年間と考えれば365日かと思いますが、プールの指導については夏季の期間ということで、早くても6月、実際は7月頭ぐらいから夏休み前まで、そして夏休みが終わると数日間、9月の頭まで入れるかどうかというところですので、その期間から考えると、26日間入っているというのは、すごい多い、とてもプールでの水泳指導が充実しているのではないかなというふうには考えます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 私も、もちろん子供の頃は、そういったプールの授業で、そういった状況というか、分かるわけなんですけど、多くの皆さんは同じように、そういったことを御理解いただいていると思います。

私としては、私たちが経験してきた、今そういった流れというのは当たり前と感じがちなんですけど、これをもっと幅広いというか、大きな視点で見ていただいたほうがいいのかなと思いますので、お話しするんですけども、グーグルマップで日本のいろいろな小学校の施設を写真で、航空画像というんですか、上から見ると、私すぐ小学校とか中学校ってすぐ発見できるんです。プールがくっついているので「あ、小学校だ、中学校だ」と分かるんですね。大体のプールは屋外プールです。もちろん室内プールを備えている学校、自治体等もあるかと思いますが、屋外ということなので、今お話にあったように、やはり水泳ができる期間というのは限られていると。当然、冬場なんかはできないわけで、北海道のほうの小学校、中学校を見ると、屋根付きのプールが多いなんていうのが画像で見えるわけです。

じゃあ国外はどうかというと、ほとんどの小中学校にプール施設、特に屋外プールは設置されておられません。実はこれ、日本だけが特徴があるもので、小中学校にプールをつけるという考え方は、いろいろ説はあるんですけども、修学旅行で子供たちの命を失ってしまったような案件だとか、それから、オリンピックを目指して、そういった裾野を広げるためにプール指導をするとか、日本は島国だから、泳ぎぐらいちゃんとできなきゃ駄目だというような、そういった考え方もあると、いろいろな諸説あると思うんですけども、そういったところから、日本の小中学校にはプールが設置されている。多いときでは70%になっているのかなということを知っています。

ただ、現在は、今言ったように稼働率とか、それから、これから上げていきますいろいろな課題がプール施設には関わってきますので、それについて解消できるところは解消していかなくてはいけないのかなと思います。なので、今まで私たちが当たり前だと思っていた切り口ではなく、こういうところをもう少し違う目線で見えたらどうかというところが、これから必要かと思うしますので、お話をしていきたいと思います。

まず、学校のプールで行う水泳の授業、私は体育の先生でもないですし、小学校の指導は経験していないので、はっきりは分からないのですが、1クラス30名から40名の子供たちを安全に指導するためには、プールの指導というのは、それなりに細心の注意を払うかと思うんですが、そういったことについては、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

30人、40人の指導ということですが、今現在、そうですね、1クラスだとそうかもしれませんけれども、複数のクラス、例えば2クラス一斉にやるということも考えられております。実際、そういうふうになっているところもありますけれども、プール指導、水泳指導につきましては、指導計画の中に、体制も必ず複数というか、2人ということはまずない、3人、4人できちんと、担任は外側とか、助手は内側とか、どのように監視するかとか、プール内で指導する者は1人とか、様々学校で計画を立てており、安全面には十分に気をつけながら、当然なことなんですけれども、指導しているというところがございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今、お話伺いましたので、それについてなんですけれども、やはり25メートルプールの中で、やはり指導者が、そういうのを見ていくというのは、なかなか大変な部分があるのかな。やはり子供の命を預かっていますので、細心の注意を払うということになると思うんですが、教員のほうで人数を増やすということで体制を整えていくわけなんですけれども、これを、一般の町内のプールを使うことによって、担任を含めた教員と、それから施設の指導員という形で、それを見る目が増えるのではないかなというふうに思います。そういった施設を使うことによって、子供たちの安全が確保されやすくなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。

須田聡宏君、もう一度、今のやつちょっと、質問事項に該当するやつでお願いしますね。

○3番（須田聡宏君） では、質問を変えます。

プールの水なんですけれども、例えば出しっ放しにしまってというような案件、お聞きになったことがあるかと思いますが、人的ミスが起こり得るのではないかなと思うんですけれども、そういった施設のプールの水の管理、万が一そういったところで人的ミスが生じてしまった場合、これは、その責任は、やはり教員が負うのか、そのストレスは非常に大きいのかなと思うんですけれども、そういった水の管理についてはいかがでしょう。駄目。

○議長（鈴木忠美君） 須田議員、それはちょっと、ここに該当しませんからね。別に変えてください。

○3番（須田聡宏君） そうしますと、では、町内の学校施設のプールについて、プールの清掃を行っているという業者はおありでしょうか。駄目ですか。

○議長（鈴木忠美君） ちょっと須田議員さん、どうもちょっと質問のあれがちょっと違うようなので、ちょっと……。

○3番（須田聡宏君） では、町営プールで水泳の授業を行うメリットとしてなんですけれども、先ほど、例えば移動の時間ということがありましたが、移動のことも含めたとしても、今後、町内のプールを充実させる、町内のプールをしっかりと活用させていくということについては、そういった移動費も含めてメリットのほうが多いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

先ほど、教育長が答弁したとおり、課題が多いということで、移動のところも含めてもメリットが多いのではないかなと思うんですけれども、実際に考えると、デメリットのほうが多いのではないかと。町内9校ありますので、そこを、9校が満遍なく移動できてということを見ると、今現在は、各学校にあるプールのほうで学習指導十分できておりますので、先ほど答弁があったように、今後、本当に使えないような状況になった場合については、検討をもちろんしていかなければいけないと思いますので、その際については検討していきたいと考えておりますので、検討しないわけではないというところで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 全ての小中学校、または中学校とか部分的にということは、急には難しいということは承知しております。もし、プールの施設のほうで使えないような状況があったときには、例えば一つ一つの学校、1校ずつとか2校ずつとか、部分的に、そういった町のプールを使うというようなことに流れていくようなことは考えられるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） はい、そのように考えております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 令和元年9月の当局の答弁の中に、利用者の理解が得られるかという問題があるということがありました。この課題についてなんですけれども、こういった利用者からの意見とか、学校の子供たちと一緒にということについては、今後、何かパブリックコメントとかをもらうとか、意見をもらうということは今後考えられるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） どうもちょっと、質問のあれがちょっと。

○3番（須田聡宏君） 分かりました。では、プールに関しては、はい、ありがとうございます。

続いて、学校現場のICT活用について質問させていただきます。

情報教育指導員の方々に、非常に優秀な方々が学校に入って指導していただけるということになるかと思えますけれども、この指導員の方々も教員の1人であると考えてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

各学校の教員が担当しております。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） この指導員については、特別に予算を取って指導員の役職とか何か立場で任命しているということではないのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

特別にということはありません。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 非常に、先ほどお伺いしたとおり、優秀な方が利府町のそういったDX関係のアドバイザーになっているということだと思います。それは、非常に素晴らしいことだと思いますが、なかなか全ての、ICTの不得意な先生方、教員もいますので、そういったところにサポートするというのはなかなか難しいのかなと。研修を含めて、少しずつ、能力、技能を高くしていくということはもちろん必要ですし、継続されていると思いますが、先日の予算の中に、そういったシステムに関しての予算はありましたが、そういったシステムを使う上でのサポート要員のための予算というのはなかったと思います。今後、そういったサポートし

ていただける外部の指導者というものを今後考えていただけるかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

苦手な教員もということで、それ以外にも様々な、やはり課題はありますので、今その辺の詳細について具体的に分析をしております、今後どのように施策を立てていくかということが必要になってきている状況で、今後、教育情報化推進計画の策定ということが必要だろうということで、今進めようとしているところでございます。その中で、サポートに対する外部の方ということも、その中で検討していきたいというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

なかなかICT分野で仕事が、業務量が減ったりスムーズになったり、それからもちろん子供たちに分かりやすく楽しい授業が展開できるということで、非常に優れたものであると思いますが、そういった部分を使いこなせない、難しいと感じる教員も中にはいるかと思います。そういったところに手を差し伸べるとともに、そういったところに教える先生方の負担というの、さらにそこで高まってしまうと思いますので、もし、そういった形で手厚い対処がしていただければと思いますので、今後とも御検討いただけたらと思います。

続きまして、学校の施設設備を点検するのは、主に管理職の仕事になるということなんですけれども、先ほど言いましたように、法定点検については予算のほうで確認しましたけれども、専門家が、きちんと学校内の施設、設備を点検しているということになります。ただ、この間、校門が強風で倒れるというような案件とかを聞きますと、学校の先生は、そういった点検の専門家ではないわけですね。そういったところを、やはりそういった法定点検であったり、確実な点検で安全を確保していかなければいけないのではないかと思います。

月1回の安全点検というのが学校にはありまして、私も、担任する教室と、美術室と、美術準備室と、そういったところの安全点検をしておりました。月1回、とにかく子供たちが生活する上で危険な箇所はないか、異常はないか、そういったところを必ず点検して報告するということをしております。そういったところはしていくんですが、あくまで私たちが、そういった点検とか、そういった業務の専門家、資格を持っているわけではないので、一般的に、とにかく何か壊れているとか、くぎが出ているとか、そういったようなことがないかという感覚の安全点検になるのかなと思います。

こういったことを毎回やっていくのと、それから、これも同様に定期的に日直という業務が

回ってきます。これは、校舎の戸締まりをする、それから異常箇所もないかということを見て回ります。私、学生の頃、泊りがけでビルの警備のアルバイトをしていましたので、指さし確認だとか、手で触れて異常がないか確認するなどということ、校舎を回りながらした経験もあるんですけれども、どの学校でも、校舎内、校地を回ると大体40分ぐらいはかかるのかなと思いました。

当然、管理職の教頭先生なども同様に巡回して点検するかと思いますが、やはり40分以上はかかるのかなと思います。こういった点検の専門家ではない教員が、でもやはり自分たちと子供たちが生活する学校、校地を守るという気持ちで点検して安全を確保する、これは意識的なものなのかなと。そうですね、法的ではないので、意識的にやっていくということを義務づけられているのかなというふうに感じますが、この件について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

日直もそうですけれども、日直に限らず、どの教員も、子供たちが安全に毎日を過ごせるようにということで、点検等、月に1回に限らず、ふだん生活している中でも気づいたことについてはすぐに報告し、教育委員会のほうでできることはやっているという状況であります。

日直の仕事で、現在点検することはそうなんですけれども、様々学校での工夫がありまして、日直1人で、必ず40分かけて回っているということではなく、それぞれ見回りをする担当で、例えば3階だったら、小学校の場合でいうと5、6年生がそこを見て、施錠しながら職員室へ戻っていく。2階は2階というふうに分担をしてやっているところがほとんどです。最終的には、やはり教頭が、これは必ずもう1回再点検というか最終点検で、もちろん、鍵が開いていたりする場所がないかということで、確実に教頭は回ると、これは本当に子供たちのため、そのようになっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 業務を分担して負担を少なくするという工夫だと思いますが、教頭先生が最後に回るのであれば、1回でもいいのかなという気もしたり、さらには、警備業務というのは、これはまた別に考えられないかなとも思うのですけれども、そういったところは町として検討できないものなのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

まず最初の、教頭だけでいいのではないかということなんですけれども、経験もありますので、実際に、じゃあとなったときには、やはり開いていたりするんです。1回戻ってきても、何かの用事でまた上がっていくということもありまして、実際に開いていて、教頭が閉めて、「開いてたよ」ということで指導したりということもありますので、なかなか、教頭が最後に回ったとしても、やはりちょっと不安はありますので、やはり2度ということで実施しているところでございます。

それから、警備については夜間警備ということで、学校が空になった場合については警備会社が入っていますので、何かあった際には警報が鳴りまして、それがこちらに知らされますので、それで対応するというふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田議員、ちょっとお待ちください。質問に対し、先ほど教育長、あるいは町長から答弁を受けていますので、それらの中での関連のやつで質問をお願いいたします。須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 失礼いたしました。

そうですね、先生方の工夫によって、そうやって安全が保たれているということ、それから、安全のセキュリティーによって保たれているということですね。それは、きちんとやっておくことかなと思います。

続いて（4）の勤務時間の管理方法について伺います。

先ほど、出退勤システムを順次改修していくとありましたが、1つは校務支援システムも含め、出退勤をどのように、どのような形で動作して分かるようになるのかということ。それから、今後そういったシステムは一斉に入るのか、それとも順次1つずつ、そういう状況が生じた学校から入っていくのか教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

今年度9月あたりを目安にしておるんですけれども、先生方、それから子供たちが使うコンピューター全て新しいものに変わるということで、そのタイミングで、パソコンを開くと来たと、パソコンを閉じれば退勤というようなことで、一斉にそのシステムが入る予定になっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 一斉に入るということで、ここで大事なのは、やはりきちんと管理ですね、時間を記録して報告するという、教員側もやはりそういった自覚を持って、働いている時間の管理を意識することが大事なかなというふうに思います。そういったことをしっかりデータとして取って、業務量の節約、または、そういったところに発展させてもらえたらと思います。

続いて、労働環境が改善された事例はありますかということで、様々な事例を紹介していただきました。こういった事例に関しては、恐らくいろいろな会、校長会、教頭会などで共有されているかと思いますが、ある学校の取組で、業務量が少なくなったとか、働きやすくなったということを経験する場などはあるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

様々な業務改善された事例の共有する会議等ですけれども、今議員がおっしゃられたとおり、校長会、教頭会、教務主任者会、研究主任者会、それから先ほどの情報教育推進会議等々、様々な会議で、そのような担当する部分でのよかった点等々、様々な場面で共有する会は持たれているかなと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

続きまして、馬の背の保全、安全対策、利活用について再質問させていただきます。

非常に、当町のほうでPR活動を活発に行っているということも分かりました。大変素晴らしいことだと思います。私も、先日、馬の背と周辺を視察してきました。急勾配のところ、ちょうど階段と手すりとの整えてもらったところを含め、安全に下ることができるということを見てきました。馬の背の手前の部分なんですけど、40センチぐらいの幅しかない狭いところがあるのは、もちろん皆さん御存じかと思いますが、表層の土が剥がれて、岩の部分が析出しています。また、その先の幅が広がったところも、表面の土が削れて樹木、多分松だと思うんですけど、その根に近い部分が浮き上がっており、ちょうど足が引っかかりそうになります。また、部分的には海側に傾斜が大きくなっているところもあり、先ほど、女性の観光客も増えてきているというようなこともありましたので、女性がヒールなどで、万が一、そういったところを通行した場合には、非常に危険ではないかなということを心配するんですが、この状況については確認されているでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

馬の背の現状というのでしょうか、形状なんかにつきましては、幅の狭い場所、あとは岩が
ごつごつしていたり、根が張り上がっていたりという現状については把握しているところでござ
います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 実は、何年も前から、利府町の観光に携わっている方からも、年々、も
う今すぐのことではなくて、ずっと前から、馬の背の表層が削れ、危険度が上がっているとい
う御指摘をいただいたりしております。事故が起されば、やはり町や県の責任が問われるので
はないかというようなことを聞いています。また、地域の方々からも、観光客が海へ落下する
ようなことがないか、心配の声が多く上がっています。

先ほど、救助用の浮き輪、はしごなどの用意ということがあったので、今後対策されていく
かと思えますけれども、そういったところ、私たちでとにかく宮城県などの関連機関と協議を
して、そういった設備を進め、とにかく観光客の安全が最優先であるという認識でよろしいで
しょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

安全面につきましては、当然、進めていかななくてはいけないということで、今回、特別名勝
松島観光環境整備実施設計というところで、町長が答弁したとおり、浮き輪などの救命具やは
しごの整備、注意喚起の表示などの安全対策について、今後計画に盛り込んでいく、そしてそ
れを実施していこうと考えているところでございます。

当然、馬の背に来られたお客様につきましては、けがをして帰っていただくのではなくて、
楽しんでいただいて、利府の海、日本三景松島の海を見て、きれいな思いで帰っていただく
ということが大前提でございますので、当然、安全対策についても今後検討していきたいと考
えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 県とか関連機関と協議の上、進めていくべきことかなと思うのですが、
やはり早急に対応しなくてはいけないということもあると思いますので、とにかく、観光客の

安全で優先される部分は、手のつけられるところは、なるべく早く対応していただけたらと思います。

続いて、馬の背周辺の自然環境対策保全についてなんですけれども、県のほうで、松くい虫対策について対応していただいているということは理解しました。また、松島湾をきれいにする会での活動で、特に観光協会のそういった清掃活動については、私も参加したことがありますので、状況などは理解しているつもりです。

地域の方々に聞くと、昔、子供の頃は馬の背で釣りをしたり、貝を捕って遊んだというようなお話も聞きます。つまり、地域の方々にとって、馬の背周辺は利府の原風景であったわけです。その風景が、全国区の景勝地になることというのは喜ばしいことですが、一方で、観光客の増加による馬の背自体の風化の進行や、ごみ問題などは起きてほしくないことのはずです。そういった感情の部分もしっかり受け止めつつ対策を立ててほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

馬の背の原風景、地区の方ですね、釣りをしたりとかというような思いもあったかと思います。当然、観光客の方には、ごみを当然捨てていってもらいたくないという思いは当然でございますし、そのようなところについては注意喚起をPRしていければと思います。

また、あと浜田地区の方々の声というものについては、特に聞こえてくるわけではございませんけれども、イベントなんか、スカイランタンやキャンドルなんかのイベントなんかも、商工観光課一緒になって、浜田地区の方たちと一緒に実施しているところもございますので、なるべくそのような声は、ちゃんとしっかり耳を傾けて聞いていければと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 商工観光課のほうでも、浜田、須賀地区の方々とは、そういったイベントや夏祭りを通して交流を深められているということは目にしております。情報交換と、そういった地域のシビックプライドを共有するということは、すごく大事なことだと思いますので、そういったところも含めて、特に、先ほど馬の背が町の財産であるということであれば、その財産を守っていくということを、しっかり念頭に進めていただけたらと思います。

続きまして（4）になります。馬の背に関して、今後どのように展開していくかということで、答弁のほうに、事業者と連携した滞在型周遊観光の拡充ということがあります。ビジネス

ホテルが開業するということがありますし、やはり大事なところは、先ほど言いましたように、観光客の安全と、馬の背、町の財産としての保全というふうに考えますが、その上で、馬の背を訪れた観光客が次にどこへ向かうのかということを考えなくてはいけないかなと思います。いわゆる経済的効果について考えるということなんですけれども、先ほど、事業者と連携した滞在型ということだったので、これは、具体的に例えば馬の背から瑞鳳ヶ丘、それから秋に紅葉などを楽しめる扇谷、またはあと、お土産なんかが買える場所、それから体験のスポット、そういったところにも観光客を誘導していくということになるかと思いますが、看板の表示とか、それからお土産なんかを購入する、そういったところに誘導する計画、考えはおありでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

馬の背に訪れたお客様を、先ほど言った瑞鳳ヶ丘だったり扇谷だったりということでございますが、基本的に、何ていうんでしょう、公共交通機関でなかなか来られるところではない場所です。自動車で来る方、そして、若い女性の方は仙石線を使って来られる方、それぞれいらっしゃるのかなと思っております。

その中で、レンタサイクルだったり、昨年度夏に実施しましたキックボードだったりということで、浜田の周遊につきましては、そのような形で進められるかなとは思いますが、お土産の場所まで、仙石線で来られた方をどのように引っ張っていくかということについては、なかなか難しいところもあるかとは思いますが、7月にルートインの開業も含め、馬の背に来た人をどうするかということではなくて、利府町内に来た人に馬の背に見に行ってもらったり、あと産業観光というんでしょうか、例えばJRの体験、JRの工場のほうに行ってもらったり。あとは樫産業ですか、そういうところでくぎ打ち体験なんかもしておりますし、今後、利府町の企業さんのほうで、いろいろな体験ができるように、そして、その工場が見られたりするようにというようなところも今進めております。

あと、ルートインさんのほうも、いろいろ町のほうに協力していただけるというお話もいただいておりますので、その辺で、町のほうに経済的な効果が波及されるようなことをしていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） ありがとうございます。

町内のいろいろなところを、さらに知ってもらおうということになるかと思います。地域おこし協力隊の海業の方々、それから観光漁業とか水産業、それから宿泊業の方々と、利府町の観光の強みとして、ぜひ盛り上げてほしいなと思います。

馬の背周辺、私見たときに、非常に看板の、いろいろな注意の看板が入り口にあったんですが、けれども、看板の設置者はたくさんありますので、一概にはできないと思うんですが、そういった設置者の方々と協議の上、いっぱい建っている看板を見やすく、効果的な安全を促すとか、そういった次のスポットに誘導するとか、町のいいところを紹介するというような、効果的な看板表示を御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

町の看板であれば、当然、いろいろな表示を1つにまとめてきれいに見やすくするということは可能かなとは思いますが、民間の看板まで1つにしていこうというのは、ちょっと、すぐすぐできるようなことではございませんので、今須田議員のほうから言われたようなことも、民間事業者さんと相談するときには、お話しできればなとは思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 松島湾をきれいにする会の活動で、松島、それから利府の海沿いのところをきれいにしていこう活動で、そういった体験、非常に希少な体験ではないかなと思います。今後、そういった町の、松島湾周辺をきれいにする活動も含めて体験活動に組み込むような形は考えておられるでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

松島をきれいにする会では、利府町では観光協会さんを通じていろいろな清掃活動をしていただいております。観光協会と一緒に、地域のきれいにしていこうような活動、そういうふうな参加を観光協会さんのほうからも一緒になって呼びかけていただいて、それが、松島のきれいになる1つの手段と捉えまして、一緒にできればなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 須田聡宏君。

○3番（須田聡宏君） 今後とも、周辺の美化も含めて盛り上げていきたいと思っています。

本日は、質問にお答えいただきましてありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、3番 須田聡宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食のため休憩いたします。

再開は13時ちょうどでございます。

午前 11時57分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 阿部彦忠君の一般質問の発言を許します。阿部彦忠君。

〔2番 阿部彦忠君 登壇〕

○2番（阿部彦忠君） 2番 チームリスペクト阿部彦忠です。

当選後、半年が経過しまして、初めての一般質問でございますが、まずは、御支援いただきました皆様に感謝申し上げます。

質問に先立ちまして、少しばかり私についてお話をさせていただきます。

町内の古い家の長男坊として、この地で育ってまいりました。それゆえに、様々な立場の方から期待の声をかけられてはおりますが、片方の手には利府町の未来が、そして、もう一方の手には旧住民の思いが乗っています。その重みを感じながら、今日までの利府を支えてきた先人たちの思いを後世に残せるよう、尽力してまいりたいと思います。若輩者ではございますが、利府町を愛する気持ちが人一倍厚いものですから、少々沸騰ぎみな発言もあるかと存じますが、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

本定例会には、2点通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項1、新太子堂地区における道路整備について。

利府町内では、各地で開発が進められており、新太子堂地区では、利府街道沿いに商業施設が次々と建設されるほか、住宅も徐々に建ち始めています。その中で、利府小学校前の道路が6メートルに拡幅される計画がありますが、創立151年という町内で一番伝統のある学校ということもあり、周辺住民より不安の声が上がっているものであります。工事の計画について、当局に伺います。

（1）利府小学校前周辺が商業地化されることにより、交通量の増加が予想されます。児童をはじめ周辺住民の通行に際し、どのように安全を確保するのでしょうか。

①歩道や横断歩道の確保は、どう整備されるのでしょうか。

②登下校の指導は学校で行うのでしょうか。

（2）利府小学校敷地内の桜伐採について、地域住民に対してどのように周知をしたのでしょうか。

質問事項2、旧役場跡地の利活用方針について。

この4月より、旧十符の里プラザが利府町中央児童センターや郷土資料館にリニューアルと、期待が高まる大町地区ではありますが、旧役場跡地を民間に売却するという方針も明らかになりました。かつての本町における中心的役割を果たしてきた土地という経緯もあり、慎重に計画を進めていくべきものであると考えます。中心地という立地を考慮し、公共性が高く町民のよりどころとなる施設が望ましいと考えます。跡地利用計画について、当局に伺います。

（1）旧役場跡地を民間に売却する方針に至った経緯と理由を伺います。

（2）計画に当たり、どのような調査が実施されてきたのでしょうか。

（3）町民感情や要望に沿った進め方をしていच्छるのでしょうか。

以上について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の太子堂地区における道路整備についての（1）の①と2番、旧役場跡地の利活用方針については、町長。1番、新太子堂地区の道路整備についての（1）の②と（2）は教育長。初めに町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 阿部彦忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の新太子堂地区における道路整備についてお答え申し上げます。

まず（1）の①歩道や横断歩道の整備についてでございますが、現在施工しております利府小学校前の歩道につきましては、現況の2メートルから2.5メートルに拡幅するとともに、歩道部にカラー舗装を施し、車道との区別化を図り、歩行者の安全性を高めてまいります。また、利府小学校正門前の横断歩道につきましては、マウンドアップ型スムーズ横断歩道を利府町として初めて導入し、児童などのさらなる安全性の確保に努めてまいります。

このマウンドアップ型スムーズ横断歩道は、車道舗装面から横断歩道を10センチメートル高くすることで、ドライバーの視認性が高まり、通過車両の減速や一時停止率の向上といった効果も認められているものであります。なお、利府小学校前の車道につきましては、路面に注意喚起マークや減速表示を施し、通行車両のスピード抑制を促す構造としてまいります。

次に、（2）の利府小学校敷地内の桜伐採に係る周知についてでございますが、教育委員会

をはじめ、学校及び関係者に対し、桜の伐採を含む工事全体の内容について事業説明を行い、その後、住民説明会を実施しております。

次に、第2点目の旧役場跡地の利活用方針についてですが、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

旧役場跡地の利活用方針の検討につきましては、当該土地が旧役場庁舎や社会教育施設の拠点として、長年地域の発展に寄与してきた場所であることを踏まえ、第1に施設の閉館による影響で地域の空洞化が進むことがないよう、地域活性化や町民サービスの向上に資する利活用方法とすること、第2に、町の財政状況を踏まえ、施設整備や運営に係る財政負担を可能な限り最小限にすることを前提に検討してきたところです。

令和2年度に実施した跡地利活用調査では、さらなる地域活性化や地域住民に寄与するものが求められていることから、消防団中央分団詰所を防災拠点に、中央児童センターを児童福祉の拠点とすることに加え、地域住民の憩いの場や起業・創業支援機能を有する交流拠点を配置した一体的な土地利用が望ましいという調査結果になりました。また、令和3年度以降は、サウンディング型市場調査を実施し、民間活力の導入による官民連携による手法の可能性と、当該土地や利活用の市場的価値を確認しながら、さらなる検討を進めてきたところであります。

この調査では、土地が旧街道に面しており、駅や学校、スーパーが近いことから、住宅地としての利活用が最も有効であるとの調査結果となりました。その他、中央児童センターが近接していることによる子育て支援関連のテナントの参入価値も高いこと、また、これまで町の発展に寄与してきた土地であることから、例えば、地域住民の交流施設や公共的な機能をテナントとして入れる方法なども有効ではないかといった意見も示されました。一方で、民設民営で実施するに当たっては、土地の売却が前提とならなければ事業実施は困難な見込みであるとの意見が提出されました。

こうしたことを受け、総合的に検討を重ねた結果、多額の整備費用とともに、運営維持管理等に係る費用が永続的に発生することとなる町単独での整備に対し、土地の売却益や、その後の町税の増収が見込まれる民設民営による利活用方針案のほうが、より柔軟で安定的な経営が見込まれると判断したものです。今後につきましては、近隣地区の町内会や住民を対象とした説明会を実施し、これまでの経緯や利活用方針に関して説明を申し上げますとともに、皆様から御意見をいただく機会を設け、丁寧に対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 阿部彦忠議員の御質問にお答え申し上げます。

（１）②の登下校の指導は学校で行うのかについてでございますが、議員御承知のとおり、利府小学校周辺の道路状況が大きく変わってきております。学校の登下校の指導は、学校が中心となり行わなければならないことと考えております。特に、新入学児童につきましては、通学時の交通安全指導はもちろんのこと、保護者の理解も深めながら、交通安全指導の周知徹底を図ってまいります。また、町内全ての学校につきましても、同様に年度の計画の中で交通安全教室などを開催し、警察及び町交通安全指導員の下、交通安全全般についての学習を行っているところであります。

今後、開発等が進み道路状況も変わっていくことから、その都度、校長の指導の下、教職員を通して、交通ルールについて児童生徒へ分かりやすく指導を行っていくよう図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。阿部彦忠君。

○２番（阿部彦忠君） 非常に分かりやすい答弁ありがとうございます。

追加質問させていただきます。

質問事項１、（１）の①につきまして、マウンドアップ型スモーズ横断歩道を調べてみましたが、横断歩道の前後が坂になって盛り上がる構造になるわけですが、若干の勾配も大きな負担となる車椅子の通行ですとか、もしくは高齢者のつまずきには影響は出ないのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

マウンドアップ型のスモーズ横断歩道につきましては、３メートル幅の横断歩道を10センチほど高め、横断歩道の前後２メートルを勾配５％ですりつけを行うというものでございますので、基本的には車道となりますので、車椅子、障害者の方の通行というものの支障にはならないと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○２番（阿部彦忠君） 利府小学校周辺の道路は、現在スクールゾーンであります。今後はどのようなようになるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） スクールゾーンの設定につきましては、教育委員会のほうと協議を行う必要がございますが、原則として、小学校から半径500メートル以内と記憶してございます。それについては、現状のまま、スクールゾーンの指定でまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ②番、登下校の指導についてです。先ほどの答弁では、学校の登下校の指導は学校が中心となり行わなければならないということでしたが、登下校の指導は教員の業務とするものなのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

登下校の指導について、教職員の業務かというところでございますけれども、子供たちが安全に登下校するためということで、教職員がその業務に当たるということを校長から指示を受けてしているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 登下校に関する対応については、文科省が実施する学校における働き方改革に関する緊急対策によりますと、基本的には学校以外が担うべき業務とされております。また、それぞれの業務を適正化するための取組としては、地方公共団体などが中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取組を進めると記載されております。教員の働き方改革が叫ばれる今、本町での取組は改革に向かっていると言えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

学校によっては、地域の方々、それからボランティア等々との連携を図って指導を行っているところもございます。また、町のほうでは、1日と15日は挨拶運動ということで、各学校のほうで行っておりますが、その際については、学校だけではなく、町内会の皆様とか交通指導隊の皆様等々に通学時に見守っていただいて、交通安全指導も一緒に行っているということで、学校だけで行っているものではなく、関係諸機関等々との連携も図っておるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） つまり、保護者などボランティアの協力が欠かせないものと理解いたしました。私が子供の頃は、共働き世帯が少数派であったため、保護者の協力がしやすかったと思いますが、現在は共働き世帯が多くなってきていると思われます。また、近年、全国的にPTAや子供会への非協力化であったり、場合によっては解散というのも話題になっております

が、そういった中で、利府小学校においては、保護者らとの協力体制の確立は可能なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 利府町においては、現在もそうされていると認識しておりますが、今後についても、保護者の協力を依頼ということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 道路を拡幅したことに起因するボランティアとの協力関係ですが、決して短期的なものではないと考えます。少子化や、さらなる共働き世帯の増加が見込まれる中、長期にわたり協力を得られる根拠はあるのでしょうか。また、将来協力化が難しくなった場合ですが、児童の安全な通学のために、正門から歩道橋を渡すというような策など検討はされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） ちょっと阿部議員さん、今の質問ちょっと飛躍し過ぎている、ちょっと質問の中身が。今の質問、もう一度やってみてください。

○2番（阿部彦忠君） 道路を拡幅したことに起因するボランティアとの協力関係は、決して短期的なものではないと考えます。少子化や、さらなる共働き世帯の増加が見込まれていく中、長期にわたり協力を得られる根拠はあるのでしょうか。また、将来協力化が難しくなった場合には、児童の安全な通学のため、正門から歩道橋を渡すというような策など検討していらっしゃいますでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 今の質問は、ちょっと、これには該当しないような気にしますが、質問変えてください。

○2番（阿部彦忠君） （2）ですから桜伐採についてです。

先ほどの答弁で、教育委員会をはじめ学校及び関係者に対し事業説明を行ったと答弁をいただきました。こういった中に、利府町在住の職員も在籍していたのではと思いますが、そういったところから疑問の声などは一切出なかったのでしょうか。また、関係者とは具体的にどういった方を指すのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、関係者のほうから最初にお答えさせていただきます。

まず、学校関係者として御説明を申し上げたメンバーとしては、校長、教頭はもちろんですが、小学校の評議員さん、あとは利府中学校の教頭先生、あと新旧PTA会長さんのほうに御説明をした上で御理解を頂戴したということになります。

その際、疑問が上がらなかったかという内容でございますが、こちらにつきましては、もちろん、長年そこに立っていた桜でございますので、木の伐採については惜しむ声があったことは確かでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） また、住民説明会を実施したとのことですが、周知方法、対象地区、実施日程、実施回数、各参加者数について、それぞれ回答をお願いいたします。また、行政区長は参加をされたのでしょうか。差し支えなければ、行政区名もお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

住民説明会の開催につきましては、令和5年9月13日水曜日、午後1時と午後7時からの2回開催しました。周知の方法でございますが、こちらにつきましては、開催日の18日前となります8月25日、対象地区といたしましては、ふだんこの小学校の景観を目にしている館地区、大町地区のほうを対象として配布をしていただいたところでございます。

説明会への参加者でございますが、午後1時からの部が7名、午後7時からの部が4名ということでございます。参加の町内会長でございますが、館、大町地区の町内会長さんには、それぞれ出席をいただいたという内容でございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 住民の参加が大分少ないように感じますが、これは、来ない方は仕方がないといえますか、このまま進めてしまつて理解が得られているという判断をされているのでしょうか。もしくは、行政区長が参加していれば、班長を通じて各世帯に周知が行き届いていると判断をされているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 住民の参加数は、先ほど御説明申し上げましたとおりとなっておりますので、まず、そちらに関しましては、御了解をいただいているという判断で事業のほうは進めてまいりました。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 利府小学校の卒業生自体は、町内だけでも広範囲に在住していると思いますけれども、なぜ、これを館と大町の2地区のみ対象ということに絞られたのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 答えいたします。

大きくは、3点理由がございます。

まず1点目、利府小学校には同窓会的な組織が設立されていないこと。2番目、長い歴史の中で学区編成が行われており、対象者が広範囲に及ぶこと。3点目でございます。時間的な制約により、広報紙等を活用した周知が不可能だったことなどから、今回、道路改良工事に大きく関係し、ふだんから利府小学校の景観を目にされている館地区、大町地区の2地区を対象として説明を行ったものであります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） こちらの周知をされた文書についてですが、桜の木の伐採について、明確な記載はそもそもあったのでしょうか。文言につきまして、どのような内容であったか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） 答えいたします。

説明会の内容といたしましては、本来の目的が道路改良工事であることから、御案内のほうにも、全体の工事内容の説明と、今回実施する利府小学校前の道路工事についてという記載をさせていただいたところであります。桜の木の伐採は、この工事の実施に際してやむを得ない工事として捉えておりますので、桜の伐採自体が今回の事業目的ではございませんので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） この内容ですと、現在町民が一番の関心ごとといっても過言ではない桜の木の内容が伝わらないと思われます。地域住民からは「案内を見た覚えはない」であったり、「土地整理組合に入っていないので、関係ないと思った」といったような声が上がっております。

利府小学校の桜並木は、学校の木という枠を超えて、卒業生といいですか、いわゆる旧住民にとってはシンボルツリーとして、心のよりどころとなっているものであります。このような木を伐採するに当たり、児童を通じて「伐採作業のお知らせとお願い」という、ごく一般的な

工事の内容について明記されたA4判のプリントが配られたと保護者より聞いております。こういった事務的な内容ばかりが淡々とつづられた紙1枚で済ませるとするのは、法は犯していないとしても、当局の進め方としてふさわしい方法なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ただいまの御質問の中で、紙1枚という表現でございますが、これに至るまで、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会との協議、折衝、学校への説明、御理解をいただき、関係者のほうにも御理解をいただき、その上で、関係住民のほうにも説明会を開催しておりますので、これで十分かというものではございませんでしょうが、一応、行政としてやるべきことはやったというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部議員、今聞こえたと思いますけれども、やはりあまり新町民とか旧町民という表現をしてしまうと、いろいろ差し障りがありますので、十分、利府町民ということとで考えてください。阿部彦忠君。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 先ほどの発言、申し訳ございませんでした。気をつけてまいりたいと思います。

つまり、町民に対し十分な配慮があったという認識だという旨、理解いたしました。ただ、例えば、せめて去年の今頃とかに、最後のお花見を沿道からでも楽しんでくださいと一言でも当局からお話をいただければ、開発が理由とはいえども、町民の理解は大分得られたのではないかというふうに思います。その点について、本町には「広報りふ」という広報紙がありますが、桜についての一文を掲載することはできなかったのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

時期の話でございますが、こちらにつきましては、本工事につきましては年度が開始されてからスタートするものでございまして、議会案件になる事案でございます。起工から入札、あとは仮契約、議会のほうに上程して本契約という時間帯がございまして、広報紙への掲載につきましては、少なからず2か月から1か月半ぐらいの原稿を先に提出しなければならない。議会の議決を得ていない状態で、そういった行為ができるかというところになってまいりますので、一応、広報紙への掲載等については、時間軸的に難しかったということを御理解いただきました。

いと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 最大限、御配慮いただいた結果、なかなかかなわなかったということで理解いたします。執行権がある当局が発行するせつかくの広報紙でございますので、今後、よりよく声が届くような編集を心がけていただきたいところです。

全ての桜が伐採された今、決して取り戻すことはできませんが、また同様の施策がある場合には、町民感情に配慮して進めていただきたいと思います。

では、次にまいります。

質問事項2、旧役場跡地の利活用方針についてです。

先ほどの答弁で、これまで実施してきた利活用調整やサウンディング型市場調査の結果を受け、土地の売却を条件とした民設民営による利活用方針案が適していると判断したとのことでしたが、詳しく、このあたり、どういった理由で適していると判断をされたのか、調査結果の内容をお伺いしたいです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

各議員には、全員協議会において詳しく御説明しておるかと思いますので、ここまでに至った、売却の方針に至ったまでの経過といいますか、どういうことでそういうふうになったのかということでございます。

これについては、町長の先ほどの答弁にもありましたように、長い期間をかけて調査をしてきた。その方針についても、民間の活力をいただきながらできないものかというあたりも含めて調査をしてきたわけでございます。

全協でも御説明いたしました。まずもって、利府町のあそこの公共用地をどういうふうにご利用していくか。その中で、まず、公共施設を新たに、箱物を自前、直営で建てるものがまずあるのかどうかというあたりも、当然ながら役場内で検討をしてきたわけでございます。その中で、御承知のとおり、町内には、今必要と思われる公共施設、文化複合施設リフノスができて、そのほかに、さらにまた必要なものが、すぐに建てなければいけないものがあるのかというあたりも検討はしてきたわけでございます。

当然、直営でそこに建てれば、ランニングコストもかかっていくわけです。建設費も当然かかるという中で、町の財政状況も見ながら、これからの事業を進めるに当たっては、やはり、これ以上の大きな箱はもう要らないだろうというあたりも、検討の中に当然、検討しまして、

そこで、民間の活力をいただいて、民間の意見を聞きながら、この方針を練り上げてきたというような状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） サウンディング型市場調査というものは、各業界の専門業者等に対し調査する内容でしたが、町民の声については、どのように調査されているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 町民の声、今回、この方針をつくるに当たっての、例えばこれに限ったアンケート調査ですとか、そういった懇談会ですとかというものについては実施しておりませんが、これまで町の総合計画を策定し、これからのまちづくりを考えたときには、そこで、総合計画をつくる際にアンケートも取っていると。必要な公共施設はありますかというようなところの意見も聞いております。その中で上がっている施設、それから、今回は、方針をまずもって内部で、内部といいますか町のほうで決めさせていただいた上で、あとは、これから実施する説明会ですとか、そういったところにお諮りをしながら丁寧な御説明をしていければと考えているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） この旧役場跡地ですが、当時、役場ができるのならという思いで、そういった理由で敷地内にお住まいの方が引っ越しをされたり、また農地を寄附されたという方がいたりと言った経緯があります。そのような協力者が近所に在住しているにもかかわらず、平たく言ってしまうと、必要がなくなったから民間に売却をするという、軽率とも取れる判断であるというような声も町民より寄せられているものであります。

ほかに、マンションを建てるくらいなら公共施設を建ててほしいという意見や、この地を中心に発展を遂げてきた本町において、メモリアルパークにするくらい重要な地であるという方もおります。そういった話が上がる背景には、この地に数百年と住む家々が苦勞の末に土地を守ってきたからにほかなりません。だからこそ、慎重に進めていただきたいと思っております。

そもそもなんですが、本町の財政は、売却をしなければいけないほど逼迫はしているのでしょうか。伺いたいします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

議員から今いただいた、確かに先人があそこの土地を、寄附であったり、あるいは売買であ

ったりということで提供して協力をいただいていた大事な土地であったということは、重々、私どもも理解はしているつもりです。それをいかに活用していくかということを考えたときに、先ほども申し上げたように、公共施設、新たな箱物を、あそこに直営で、町単独で建てるというものについては、やはり財政状況も鑑みますと、相当な維持管理もかかってくるというところもございますので、それを今回、当初は、先ほどはちょっとお話ししなかったんですけども、すぐに売却といったことを考えたわけではございません。借地という方法もあるのではないかとということで、そういうことについても検討し、サウンディング調査の中でも、その辺の意見も民間さんのほうに聴取をしながら計画したものでございます。

あと借地については、これは民間さんで仮にそこに建物を建てられますかというようなことを尋ねたところ、なかなか、借地ですと、建物をその上に民間で建てるのには非常にリスクが高いということで、将来的に土地を担保されるものでなければ、民間さんは、そこには参入はできないという意見もいただいております。

そういうことも踏まえて、町のほうでは売却ということも、そこで初めて視野に入れながら検討したということです。これを売却すれば、予算等の審査でも御説明しておりますとおり、おおよそ最低でも2億は下らないだろうというようなことで、売却して終わりということではないんですね。民間さんの力を借りれば、そこに建物を建てていただく、あるいは、その土地を売却したことによって、そこは民間の所有になって、当然ながら税収も相当な税収が入ってくるということもございます。

ですので、そういう収入も、当然これからある程度見込めるというところもありますので、その辺は、その収入でもって、別な形で町民の皆さんに、いろいろな事業で還元できていけるのではないかとということで、その土地を有効に活用する上では、1つの方法としてはいいのではないかと結論に達したところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 一度手放した土地というのは、簡単に再取得できるものではないということから、町の財政負担を最小限にするとはいえ、長い歴史の物差しから見たときに、目先の売却益に踊らされなければよいなということについては、十分に御検討いただきたいと思っております。

また、先ほどより出ております分譲マンションという結論についてなんですけれども、民設民営でという、こちらは、先ほどの売却益や購入者の住民税を計算した上で、結論から言うと

税収が一番多く見込めるからということで、もう大体決まっているような、そういった意味合いでの方針なのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 税収がどのぐらいか、大体見込んでいるのかというような御質問なのかなと思いますけれども、ではないですか。（「まだ調査段階としているところで、方針が一旦出たというものなのか、もうこれで決まったという意味での方針ということなのか、そのあたりの温度感をお伺いしたいと思っております」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） 阿部議員、指名されてから話してくださいね。（「失礼いたしました」の声あり）

当局、答弁。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 今回の方針が、もうしっかり決定したものなのかということだと思うんですけども、これについては、方針については、これで固めていきたいとは考えております。ただ、これは、これから予定している町民への説明会も踏まえまして、様々な意見があるろうかと思えます。その中で最終的な判断をしていくという形になろうかと思えますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 近隣住民も、赤字にする目的が明らかに分かっている状態で、公共施設を造ってほしいとまで言っているわけではないんですね。ただ、ある程度の収益の目標を定めていただいて、例えば、そこに至らない多少の不足分については、一例ではありますが別の財源で充当するという事などは難しいのでしょうか。といいますのは、今回の土地を売却して民設民営でということと同等の税収に至らなくても、ほかの方法も検討することは考えているのかということでもあります。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） すみません、ちょっと質問の意図が、すっかり理解しているわけではないんですけども、すみません。

まず箱物を建てる、その箱物の規模にももちろんよるかと思いますが、リフノスであれば44億円かかって2億6,000万ほどの維持管理もかかっていくと。そのほかに、ローンも払っていかなければいけないというところもございます。ですので、これについては、これ以上の、繰り返しなりますけれども、箱物についてはなかなか難しいかなというところもございます。

今後、開発等々が進んで、当然、人口が増える、あるいは工業団地ができて、そこで、民間

さんが、企業が来ていただけるなんていうことになれば、当然、税収も増えていくということになれば、考えられるのかもしれませんが、そのときの時代、時代で、必要な公共施設というのはまた変わってくるかもしれませんが、今の時点では、これ以上の必要な施設は要らないのではないかと思います。

それから、それをずっと、仮に何もしないで、塩漬けという言い方はあれですけども、ただ財産として眠らせておくということも、これまた一つ、本来であれば、いろいろな面で活用できる土地、あるいはそういった税収も見込めるような土地をそのまま寝かせておくのも、これは、もっと広い意味で捉えれば、無駄という表現はあれですけども、もったいないなど。それで、何とか活用し、町民の皆さんに還元できる施策を考えていくべきではないのかなということで、今回、検討したわけでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 丁寧な説明ありがとうございます。

マンションを建てるとした場合の話ではありますが、テナントの数がどれぐらいになるのか、マンション自体の大きさがという話は全く出ていないので、想定も難しいところではありますが、例えば、昨今の大地震の発生を踏まえて、備蓄倉庫を兼ねた防災センターですとか、あとは、子供たちの習い事で活用できるレンタルルームであったり、あとは、移転によって駐車台数が3台と非常に少なくなってしまった中央包括センター、こちらを入れていただいたりですとか、あと、大町地区は中心地でありながら、なぜか集会所が長年なかったという経緯がありますので、そういった集会所を入れるということも検討していただきたい点として町民から声が上がっている次第でございます。

また、昨日の答弁でリフノスには防災備品の倉庫がなく、役場や利府小の敷地内に備蓄している都合上、役場に代わる指揮所をリフノスに設置することは難しいとおっしゃっていたと思いますけれども、先ほどのように、新しく建つであろう建物において集約することができれば、指揮所の設置も可能ではないかと考えます。こういった構想であれば、子供から高齢者まで、平時であっても有事であっても、安心して集える施設になるのではないのでしょうかと考えます。

少し時間が余りましたが、以上で質問を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、2番阿部彦忠君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は14時ちょうどにします。再開は14時ちょうどです。

午後 1時49分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） 8番 共産党の土村秀俊でございます。

議会の最終日ですので、皆さんお疲れでしょうから、スピーディーなやり取りをしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

質問事項は2つですね。

質問事項の1、小中学校の教育施策についてであります。

（1）小中学校で実施をしている学力検査は、文科省と、町独自で実施をしているの合わせて1年で2回実施をしております。この検査結果を、児童生徒の学力向上などに向けて、それぞれどのように活用しているのか伺います。また、今まで国と町の学力検査を実施してきたことによって、町内の児童生徒の学力にどのように反映されてきたものなのか。そして、どう評価しているのかについて伺います。

（2）令和5年度から始まった小中学校の給食費無償化の対象は、当初、小学6年、中学3年だったものが、令和6年度、来年度からですね、中1、中2まで対象が拡大されます。そこで伺います。

①無償化を実施して1年も経過しない中で、今回無償化を拡大すると判断したことについて、町の考え方を伺います。

②今後の給食費の無償化の範囲を、小学1年生から5年生まで対象拡大をすることについて、町としてどのような見通しを持って検討しているのか、考え方を伺います。

質問事項の2です。防災減災対策についてであります。

（1）能登地震や過去の災害避難の教訓を踏まえて、大災害時に安心して避難生活を過ごせる避難所対応について、町の考え方を伺います。

①大規模災害時に、町内の各避難所へ避難してくる人の状況をどのように見込んでいるのか。避難者数や、避難者の地域、配慮の必要な避難者への対応などを伺います。

②被避難者数のニーズに対応した食料、飲料水、生活必需品の備蓄や配布などの取組の状況を伺います。

③避難者への寝具の配布と、段ボールベッドの配備、生活スペースの確保についてどのように考えているのか伺います。

④女性・子供へのプライバシースペースの確保と、避難所のバリアフリー対策と、要配慮者の福祉避難所活用、整備について伺います。

（２）家屋倒壊の危険が大きい1981年（昭和56年）以前に建築された住宅の耐震診断や、耐震改修の推進のための支援施策の必要性を町として検討する考えはないか。例えば、令和5年9月、去年の9月議会に指摘した耐震化の費用助成として、住宅リフォーム助成制度を実施するなど、耐震改修促進の支援策を町は検討すべきと思いますが、考え方を伺います。

（３）今回の能登地震では、志賀原発が震度7の振動により、配電盤の故障や油圧管からの油漏れ、2万リットル漏れたそうですね、など稼働停止中でもトラブルが発生しております。宮城県では、今年の9月に女川原発が再稼働される予定ですが、大地震などで万が一原発事故が起きた場合に、町民の避難についてはどのように対応していくのか、能登地震の状況も踏まえた上で、町の考え方を伺います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局の答弁を願います。

1の小中学校教育施設についての（１）は、教育長。1の小中学校教育施設についての（２）と、2番の防災減災対策については、町長。初めに教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

（１）の、小中学校で実施している学力検査についてでございますが、議員御承知のとおり、4月に全国学力・学習状況調査が実施され、対象学年は小学校6年生、中学校3年生となっております。また、本町独自に小中学校標準学力調査を12月に実施しておりますけれども、対象学年は、小学校4年生から6年生の3学年と、中学校については、中学1年生、2年生の2学年が実施しております。教科については、両調査とも、小学校は国語及び算数、中学校につきましては国語、数学、英語となっております。対象学年や調査内容が違うことは、御理解願いたいと思います。

検査結果の活用についてでございますが、教育委員会といたしましては、学校教育専門員が各校の学習到達度等の分析を行い、町としての検討課題を把握し、校長会、教頭会で指導助言を行っております。また、特に次の3点について各校で取り組むよう指導しております。

1点目は、各学校で調査分析を実施し、児童生徒の弱点箇所、学習の弱点箇所を把握すること、2点目は、教職員に対し分析を生かし指導方法改善に努めること、3点目は、各学校へ具

体的改善策を教育委員会に提出することを指導し、それぞれの検査結果を活用しております。
また、学校教育専門員による各教科の授業改善、教職員の資質の向上を図るための研修会を実施しております。

教育委員会といたしましては、各学校において、毎年度、具体的指導改善などに努めることで、教職員の資質向上と、児童生徒それぞれの総合的な学力向上につながっているものと評価しております。今後も、学力検査などを活用しながら、さらなる学力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の小中学校の教育施策についてお答え申し上げます。

（2）の小中学校の給食費無償化についてでございますが、①と②とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

小中学校の給食費無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減と、本町における子育て環境の向上を図ることを目的としており、私の公約として掲げ進めてきたところです。

議員御承知のとおり、給食費無償化については、財源の確保や事業の持続性、制度設計の具体的な内容など、課題の整理や実効性の分析を進めた上で、今年度から小学校6年生と中学校3年生を対象に無償化をスタートしたところです。さらには、来年度から中学校1、2年生へ対象を拡大することとなりますが、これまで、議員の皆様から、子育て世帯の経済支援策として全学年を対象にできないかとの要望があり、町といたしましては、財源を確保した上で段階的に進めていきたいと方針を打ち出したところです。

こうした中で、大きな課題である財源確保について、戦略的なシティーセールスにより、ふるさと応援寄附金の増収や、新たな市街地形成に伴う税収の増加が見込まれたことから、段階的に実施するものであります。

今後、小学校1年生から5年生までの税額に対象を拡大する見通しについてでございますが、子育て座談会などにおきましても、子供を持つ保護者の皆様から、給食費無償化を望む声が多く寄せられており、今後も拡大に向け検討を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、給食費無償化の取組については、全国的にも自治体間の競争が激化しており、どこに住んでも等しく安心して子供を産み育てられる環境を保障するのは国の責務であるとし、現在、国では異次元の少子化対策の一環で給食費無償化について調査検討が進められております。

このようなことから、財源確保について、県や町村会を通じ、引き続き国に強く働きかけるとともに、その動向を注視しながら今後の対象拡大についても慎重に見極めてまいります。

第2点目の防災減災対策についてお答え申し上げます。

まず（1）の①避難者の人数や地域配慮の有無についてでございますが、町内全地区に計43か所の避難所を指定し、約5,500人の受入れが可能となっており、避難の際には、既に全戸に配布している防災マップにより、お住まいの地区の避難所に避難されると想定しております。また、配慮の必要な避難者につきましては、毎年、避難行動要支援者を確認しており、現在本町で把握している要支援者数は356人であり、各行政区長と情報を共有し、災害時の支援につなげられるよう、協力体制を構築しております。

次に、②から④までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

避難者数のニーズに対応した備蓄品の配布や取組につきましては、昨日の鈴木晴子議員の御質問にも答弁しておりますが、避難所には非常食や備蓄品を備えており、寝具につきましては毛布や簡易ベッドを準備し、女性やお子様を含めたプライバシースペースを確保するための各種パーテーションを準備しております。また、バリアフリー対策につきましては、随時、避難所において車椅子やスロープを用意するなど、対応してまいりたいと考えております。要配慮者の福祉避難所の活用については、現在、町内外15か所の福祉施設と協定を締結しており、災害が発生した場合は、施設等の受入れ調整を図り、要配慮者の支援につなげてまいります。

次に（2）の耐震改修促進の支援策についてでございますが、昨年の9月定例会でも御質問のありました地元建設業者への経営支援策として、町独自のリフォーム助成制度の創設は、今のところ考えておりません。しかしながら、本町では、家屋の倒壊等の危険回避を目的とした事業として、耐震診断により改修が必要とされた木造住宅を対象に耐震改修工事費用の一部を補助し、さらにリフォーム工事も同時に行う場合には補助を上乗せする補助事業を既に実施しておりますので、現行制度を最大限利用していただけるよう、引き続き周知してまいります。

最後に（3）の女川原発事故が起きた場合における町民の避難対応についてでございますが、町の防災基本計画において、女川原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内は原子力災害対策を重点的に実施すべき地域、UPZとして位置づけられており、該当する自治体では、事故発生時にUPZ圏外へ避難するための広域避難計画を策定することが義務づけられているところです。

宮城県の地域防災計画においては、本町が石巻市の一部地区の避難受入れ先に指定されておりますが、女川原子力発電所から、およそ50キロメートル以上離れていることから、計画の策

定は求められておりませんので、現段階では町民の避難活動計画による体制は構築しておりません。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 質問事項の1、全国一斉学力テストと町の実施する学力検査の結果が、子供たちの学力向上にどのように活用されているのかという質問については、当局としては、教育長の答弁では、子供たちの弱点の把握あるいは先生たちの指導の改善とか、そういったことに活用をしっかりとしていると。この学力検査の成果としては、先生たちの資質の向上と、あと総合的な学力向上につながっているという答弁でありました。

そこで伺いますけれども、全国学力テストも、町が実施している学力検査も、どちらも学力向上につながっているという評価、答弁がされましたけれども、まず、全国学力テストのほうに絞って聞きますけれども、これは、教育長が言ったように、4月末に小6が2教科あるいは中3が3教科の試験をするわけですが、このテストを実施する目的というのは、文科省のホームページでは、小中学校のまとめの時期における、6年生と中3ですから、まとめと言えばまとめなんですけれども、学習の到達度を把握するためというのが全国一斉学力テストの目的というふうに文科省は言っているわけです。

4月というのは、新年度が始まったばかりということもあり、また、もちろんクラスとかあるいは友達も変わって、やはりあまり落ち着かない時期が4月ではないかなと思うんですが、そういう時期にテストをすると、そして、それもたった1日ですよ。1日で、小学校が2教科あるいは中学校が3教科のテストで、果たして小学校6年生と中学校3年生の学習の到達度、あるいは弱点とかが正確に把握できるものなのかどうか、その点について、教育委員会としては、どういうふうにつかんでいるのか、考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

全国学力・学習状況調査については、議員御指摘のとおり、文科省のほうで行っているもので、町の意味としてやっているものではなく、全国的に行われているものでありまして、結果が出れば、その結果をこちらでも分析しますが、各学校のほうでも分析し、どのような状況かということで、対策できることは各学校で対策をしているというところでございますけれども、あくまでも、国が全国的にどんな傾向があるのかというのをつかむためのテストですので、利府町としては、そこまで、子供たちの状況をつかむものにぴたっとはまっているかというと、そうではないのかなということで、後で多分出てくると思います、町でやっているほうが、学

校や子供たちのための調査になっていると捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、部長の答弁だと、結局、国がやっているテストであるから、その内容というか、目的としては、子供たちの学習の到達度を把握するというのが目的で、これを活用しろとかということは、目的にちょっと書いていなかったんだけど、とにかく子供たちの到達度を把握をするということだったんだけど、ただ、把握をして、やはりこのテストをやったら、やはり町は活用しなくてはいけないですね。子供たちの到達度を見て、到達度が遅れている子供たちにはフォローしていくとか、あるいは到達度が、なぜ全体的にというか、小学校ごとに違ったりもするんだけど、遅れている小学校は、指導方法が少し改善が必要かなというような、いろいろ検討するための材料にするということが必要だと思うわけですが、ただ、「いや、国がやってるから」という、ちょっと何かあまり意味がないようなふうに受け取ったんだけど、ただ、試験をする、テストする科目が、小学校だと、先ほど教育長が言ったけれども国語と算数、それから、中学校だと国語、数学、あと英語ですね。テストに掲げられた科目が得意な子供たちだったらいいんだけど、その子供たちの到達というのを測れるけれども、ただ、子供たちによっては、国語と算数はあまり得意じゃないけれども理科が得意とか、あるいは社会が得意とか、あるいは図工とかというのかな、図工とか家庭科とかっていっぱいあるけれども、ほかの教科もあるわけで、そこでうんと到達度が高いとか、すごく得意な子供たちもいると思うんだけど、そういう子供たちの到達度については、この全国一斉学力検査では測れないという形になるんだけど、そこら辺は、学力検査で示された到達度というのは、全国のランキングなんか出ているわけですね、政令都市ごととか、そういうランキングも出ているんだけど、だから、それに関わらない科目が得意な子供たちもいっぱいいるわけですから、そういう意味で、子供たちの学習の到達度というのは、この2つの限られたテストだけではなくて、そのほかにも到達が進んでいる社会とか、理科とか、いろいろ、体育もそうなんだけど、そういうこともあるんだけど、そういう点で見ると、単純に到達度が高いとか低いとかというのを、この全国一斉学力テストだけで見ていいのかということについて、どういうふうに考えているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先ほどの答弁で、ちょっと誤解を生むような回答だったかもしれませんが、もちろん結果について、それを分析して、足りないところ等についての方策というか、それを各学校で

立てまして対策を打っております。そのほかのところですけども、国で国語、算数、それから国語、数学、英語は毎年ではないんですけども、数年に1回、それから理科が入ったりすることもありまして、それは、国で、この年は何をするということで定められているものを、こちらで受けているという状況でございます。

もちろん、他の教科、理科、社会ほか技術、実技系等ですね、そこについては、もちろん実態を把握するという意味で、各学校で、年度当初、年度当初だけではないですけども、じきじきにおいて実態を調査し、子供たちの実態に応じて学習指導方法とか、どんなことに重点を置いたらいいかということで、各学校で捉え、進めておりますので、この学力状況調査だけに頼っているわけではないということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 学力状況調査だけに頼っているわけではないという答弁が、今ありましたけれども、この学力状況調査の結果というのは、やはり子供たちの学力が進んでいるのか、遅れているのかというの1つの基準になっているというのは間違いないと思うんですね。

去年の9月の決算委員会のときに、この学力検査も含めて、利府町の子供たちの、このときの話になったのは町の学力検査なんだけれども、それを含めて学力向上に役立っているのかというやり取りをやったわけですけども、そのときに答弁された課長が、利府町の子供たちは、宮城県の学力の水準からすると高い率にあるとか、そういう答弁をされたわけです。やはり、そういう点でいうと、この全国一斉学力検査というのは、ある程度、位置づけとしては高く評価されているような気がするわけなんですけれども、そういう点でいうと、やはり、この全国一斉学力検査というのを、どういうふうに受け止めるのかということをしっかり捉えていかなければいけないと思うんですね。

最後にもう一つ聞きますけれども、全国一斉学力テストについて、実施時期なんですけれども、4月もちょっと落ち着かない時期だから、本当に学力が図れるのかということ为先ほど述べましたけれども、特に、テストの結果の返却についてなんですけれども、9月なんですよね。つまり、これちょっとおかしいんですけども、4月時点の子供たちの学力の到達度をテストしながら、4月の子供たちの到達度が分かるのが9月なんですよ。だから本当に、そのテストの、だから、そういう点では、私も意義について、ちょっと疑問を感じるわけですけども、4月の時点の到達度がどこまでいっているのかということ把握するテストなわけですけども、子供たちの4月時点の到達度が9月にならないと分からないということについて、町として、

どういうふうに学力テストの結果を9月にもらって、どういうふうに子供たちの学習あるいは学力向上に役立てていくのかということについて、どういうふうな考え方を持って結果を受け止めていくのかということについて伺いたいと思います。

ただ、子供たち一人一人の結果が分かるのは9月だけれども、7月には都道府県単位の平均点の公表だけはされるわけで、そこでランクづけがされるわけですが、結構、宮城県って低いわけですよね。かなり下位なんだけれども、そういうこともあるけれども、問題は、それは7月に県別の平均点の公表というのは、子供たちのそれぞれの学習にとっては全く意味がないというか、沖縄が低い、秋田が高いとか、だからどうだということに全く関係がないわけで、子供たち一人一人の学習については。そういう点で、4月時点の試験結果が9月に来て、それを本当に、先ほど、冒頭の教育長の答弁で、3つの点について、いろいろ評価とか指導をしているということ、活用しているんだという答弁があったんですけども、その辺について、どういうふうに考えますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

国から結果が来るのは、そのように7月とか9月とかということにはなしまして、それが一番正確な結果なので、そこを基にまた、正式には分析、課題を整理して改善策へということでやっているわけですが、その前に、各校では、問題数がそんな多くないもので、10問なので、自己採点ができます。そこで、子供たちに自己採点をさせて、その結果でおおよそはつかめるので、それで、各学校でやれることは、もう7月、9月を待たずに改善策を取っているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 確かに、全国学力検査の問題というのは、ホームページに出ているから、ちょっと見ましたけれども、そんな複雑な問題ではないなと思うので、もちろん自己採点をすると。文科省も、9月まで結果を待たないで、4月時点に子供たちの試験の記憶が薄れないうちに、答案とか問題がホームページに載るので、自分たちで1回やってくださいとかいうことをホームページに書いてあるわけなんですけれども、そういう点で、9月に回答が来たとしても、その回答を待たなくても、ずっと4月から5月、6月の間に全国学力検査の問題を少し活用するというのもやっているということなんです。

そういうことで、だから、子供たちというのは、4月から9月までというのは、1学期の中で4月で到達が遅れていても、4月から8月の間にぐっと伸びる子供たちだっているわけでは

から、あまり全国学力テストを重視しないでというか、それにとらわれないで、学習の指導と
かを進めていくべきだなと思うんですけれども、その辺についてはどう思いますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先ほども申したんですけれども、そこにこだわらず、どの教科についても、学習が始まる前
に子供たちの実態を捉え、そこを基に学習計画を、単元ごとの計画等を立てて進めていって
おりますので、そういうことで、もちろん重視しないというわけではないんですけれども、それ
よりも、やはり子供たちの何を今から勉強するのかというところの実態を踏まえた調査ビジネス
テスト等も行っていますので、それに基づいて進めているというところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） では、学力検査の一番最後ですけれども、これは、町が実施をしている
学力検査について、最後伺います。

実施時期が、決算委員会とか予算委員会で何回も部長と質疑をやったりしていますけれども、
そのときも言っているんですけれども、実施が12月ですよ。12月実施で、その回答が分かる
のが1月の末、あるいは下手をすると2月に入ってからということですね。だから、回答の返
却時期、実施時期もそうなんですけれども、非常にちょっと不安というか懸念を感じるわけな
んですけれども、どう考えても、やはり実施が、試験の実施も実施が遅いと思うんですけれ
ども、12月に実施をして、1月末か2月に回答をもらって、それを子供たちの学習に生かして
いくということなわけなんですけれども、1月末か2月にもらっても、子供たちは、2月と3月し
かないわけで、3月と言っても、6年生が3月は、明日か、卒業式、ですよ。つまり、3月
の半分、3分の1ぐらいしか、3分の1といっても、もう3月の前半とか2月の後半は、卒業
式の準備とかいろいろ、勉強するのに、なかなか集中できないような状況だなと思うんですけ
れども、つまり、すごく短い時間しか、町が実施する学力検査の結果を子供たちの学習に生か
すことができないのではないかなと、私は教員でないから分からないんですけど、現場も知
らないけれども、どう考えても生かせないのではないのかなと思うし、ただ、答弁の中では、
いや、次の学年にちゃんと引き継ぐということを、5年生なら、6年生の先生に子供たちの学
習状況を引き継ぐとかいうことは答弁ありましたけれども、この間も、質疑をやったら、小学
校6年生というのは、今度中学校になるわけですよ。小学校と中学校の連携というのは、そん
なにスムーズにできるのかなとちょっと思うんですけれども、その辺も含めて、実施時期ある
いは回答の時期、そして、それをどう生かすのかについて、本会議の中でも、もう一度答弁を

いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えいたします。

時期のことで、町では12月に行っていて、その後、1か月、2か月のところでいうところなんですけれども、前回、前も答弁、同じような回答にはなるんですけれども、12月に行くという意味は、それ以上遅くなると駄目だ、ぎりぎり12月までで、子供たちの指導をきちんとできていたか、子供たちがどれだけ学習内容を定着できたかというものを測るもの。だから、実態を捉えるというよりも、どれだけできるようになっているかなというところで、裏を返せば、先生たちがきちんと指導できていたかという部分もあります。そこを捉えるのに、あまり早過ぎると捉えられないです。学習内容も、あまりやっていないところでやっても分からないので、ぎりぎり12月かなというところ、そこまででどれだけ定着できたか、できた分についてはオーケーと。

ただ、やはりそれでも、どうしても定着が足りないなという部分については、1か月半あれば十分にできます。というのは、そこまでやっていますので、ずっとやってきているもので、12月にまとめてやるから、それで捉えることができる。そうすると、がくっと全部が全部落ちているわけではなく、結果も非常によかったのも、そうすると、足りない部分が若干あるので、そこについて補充をしていこうという期間が1か月から1か月半ということで、十分に大丈夫です。それが、学年で指導してきた先生の責任でもあると。それを1か月半やった上で、次の学年へ引き継ぐ。小6については、連携していますので、確実に、がっちり中学校と連携を取って、特に今年度あたりは、1月にもそれぞれのブロックごとに会議を持って、校長会も教頭会も、どういう状況か、実態かということで対策を練っていきましょと、学校だけではなく、中学校区ごとでの実態も捉えた上で、じゃあこういうふうにやっていきましょとということで、引き継ぎ会もしておりますので、そういう意味で、12月に行っているということで御理解願います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 試験結果を子供たちの学習に生かす、そしてそれを次の学年に引き継ぐのが12月がぎりぎりだというわけなんですけれども、町が行っている学力検査というのは、毎年やっているわけですから、そんな慌てなくたっていいから、4年生もやるし、5年生もやるし、6年生もやるということで、12月のぎりぎりにやって、ぎりぎりに学習に生かして、それをぎ

りぎり次の学年の先生たちに引き継ぐというのではなくて、引き継がなくていいように、前もちょっと質疑やったような気がする、9月ぐらいにやれないのかと。いや、教育長、絶対やれないみたいなことを言っているけれども、問題自体は、全国一斉学力検査とそれほど、同じような感じなの、見てないから分からないんだけど。全国一斉学力検査のような問題であれば、それに大体準じたような問題というのは、そんなに作成するのは難しいとは思わないんだけど、9月に実施をして、それを結果が分かるのが、これ1か月ですから、10月に回答が出て、それを10月から次の年の10、11、12、1、2と5か月間、子供たちの学習に生かせばいいのかなというふうに思うんですね。

そうすれば、次の学年に引き継ぐ必要もないわけだし、あるいは、小学校から中学校まで引き継ぐ必要もないと。引き継ぐ必要がないと言うと変だけれども、引き継がなくても、あえてね、いいし、あるいは先生が引き継ぐというか、年度末に先生が転校する場合もあるわけですよ、転校して、あるいは新しい先生が来るというときに、うまく引継ぎができるのかなというふうな、ちょっと不安も感じるわけですが、そういう意味で、私は、教育長はできないという話だけれども、9月にやったほうが、すんなり、しっかり、子供たちの学習に生かせる、ぎりぎりだなんて言わなくて、のんびり、のんびりと言うと変な、余裕を持って子供たちの学習に、その試験結果が生かせるのではないかなと思うんですけども、その辺についての考え方。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

先ほども答えたんですけども、9月だと、テストする内容も半分も満たないので、テストにならないです。結局、12月というのは1年間、1月、2月になると、ほぼ学習する部分も少なくなりますので、12月までであればテストする意味があります。9月だと、9月でそれやるのであれば、その代わり、学力検査だけが一番ではないので、もちろん各学校で、中学校であれば独自のテストを作成したり、小学校であれば単元テスト等々、それからまとめのテスト、半期でのまとめのテスト等ありますが、それで十分に把握をして、そこから課題がある部分については、ゆっくり課題解決に向けていくことができます。ただ、この学力調査というのは、やはり学習内容を広く捉えて出題されていますので、それだとやはり足りない部分、落ちている部分が分かるので、そこから1か月、1か月半ということで、これは、無理くりではないです。そんながつがつやっているわけでもなく、先生方も、それは当然と思ってやっていることですので、そんなにつらい仕事ではないと捉えております。

以上です。

つけ加えまして、引継ぎについては十分に、ほかの学校へ行ってしまうということも全然問題なく引継ぎができますので、そこも、やらないのは、かなり危険なことです、とても大事な引継ぎになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） こればかりやっていると時間がなくなってしまうんですけれども、子供たちの学力到達状況を把握するための試験なんだけれども、冒頭言ったけれども、この試験、町のテストは、国も同じだけれども、国語と算数だけなんです、小学校は。だから、それ以外の学習の到達度は把握しなくていいのかと、ちょっと思ってしまうわけですね。国語と算数だけが得意な子供はいいよ、それは。それ以外に得意な子供たち、いっぱいいるわけでしょう。中学校だってそうだけれども、そういう意味で、極論を言うと、必要があるのかなというのは、今までも質疑の中でやったんだけれども、やらないで、子供たちの学力を把握するのは、やはり一番は担任の先生だと思うし、テストってしょっちゅうやっているわけでしょう、小学校である、中学校だと中間考査、期末考査、また2学期になればということで、常にテストをやっているわけで、そのテストの結果を見て、子供たちの学力というのは、先生が直接つかんでいると思うので、あえて学力検査、実際に必要なかどうかという点について、どうなのかなとちょっと思うんだけれども、その辺について、教育長の見解。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁。教育長。

○教育長（本明陽一君） 平成19年に全国学テがありまして、私、県の担当者、義務課にいましたので、その担当をしていました。今、専門指導員は、その直接の担当者が今、専門指導員として、うちの町では仕事をしてもらっています。全国学テにつきましては、全国的な平均状況を見るということで、5%内にほぼ入ってきている、全国で。ですから、各県によって差があったものが、もう落ち着いてきています。ある地域では2つあったんですけれども、宮城県においても、やはり差があったのは事実でありまして、その中で、利府町においては非常に高いレベルを誇っていたのではないかなというふうに、あまり細かいことは言えませんが、思っております。

先ほどから、土村議員さんと誤解を生じるのは、この標準学力テストは、全国、前からやっているんですね。うちの町として独自にやっているものです。ほかの市町村でも、独自にやっているところが結構あるわけですね。期間については、先ほど言いましたけれども、部長がお話ししたとおり12月まで、とにかく長い期間、その先生が担当していて長い期間の最終は12月

だろうと。そして、その先生が、やはりその子供たちに責任を持って指導するというのが1年間で3月までです。3月、移動してしまう方もいますし、ですから、その学年の担当している先生が、責任を持って子供たちに関わってもらいたいということで、12月までのテストの期間を持っているわけです。たった1か月半ぐらいでできないのではないかということはありませんけれども、やはり、受け持った先生は、自分のクラスの状況を把握して、やはり、ここが落ちているんだから、ここについては責任を持って指導して、次の学年に上げていきたいというのが、担任の先生方の気持ちだというふうに思っております。これは各市町村でも、そのような考えでやっていると思いますので、9月というのは、ちょっと先ほど部長が言ったように短過ぎるので、やはり12月までというふうに教育委員会としては考えてやっております。ちょっと、やはり土村議員さんと接点が合わないところがあると思います。

あと、全国学テにつきましても、教育長の中では、もういいのではないかなという方々も結構います、実際には。ただ、文科省としては全国的に捉えていきたいというのがまだありますので、現実的には、なかなか難しいという状況です。よろしいでしょうか。（「2教科だけで子供たちの学力測れるのか」の声あり）教科的に言いますと、やはり国語と算数というのは大きいんですね、基礎基本を見るためには。特に国語は一番大切ではないかなと思っています。基本です。ただ、理科と社会が駄目というわけでは誰も思っていないので、もちろん美術もありますし、図工もありますし、いろいろなこともあると思います。それは、教員であれば、その2教科だけで子供を判断するということはありません。ただ、教科的に、その教科が落ちている部分は、やはり教えていかなければならないというのが、どの担任が持っても同じ気持ちで取り組んでいると私たちは思っております。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） では、学力テスト、テストの質問を終わります。

次に、給食費の無償化の拡大について、ちょっと伺っておきたいなと思います。

給食費の無償化というのは、去年の4月から始まったばかりでありますし、まだ1年も経過していない中で、今回、無償化を拡大することになったわけですがけれども、いや、それを反対するわけではないです、それはすごくいいことだと思うわけですがけれども、ちょっと疑問に感じるのは、補助制度が始まって、まだ1年もたっていない中、途中で、半年ぐらいで、さらに補助の拡大を広げるということを決断したと。これはこれでいいことなただけども、普通であれば、こういう補助制度を拡大する場合には、やはり1年間いろいろやってみて、その実績あるいは評価とかというような事業、その評価をして、やはりこれはもっと広げたほう

がいいというふうな判断過程というのがあると思いますが、今回、そういう拡大した理由としては、ふるさと応援寄附金の増収と市街化の形成による税収増が見込めたので拡大することにしたという答弁があったわけですが、それも大事なんだけれども、財源も大事なんだけれども、この事業の実績というか、評価とか、あるいは保護者、あるいは先生たちの声をやはり酌み上げて、この事業自体がどういうふうな影響があった、いい方向に影響があったのかというのをしっかり分析をするという必要があるし、その分析を踏まえて、その事業の拡大をするということが必要ではないのかなと思いますけれども、その辺についての、この決断に至った理由というか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

給食費の無償化についての段階的な実施ということで、前回お認めいただいて、今年度から、また拡大をして実施をしてきたということでございますけれども、町民の皆さんは、今年度スタートの年でありましたけれども、ここがやるときに、当然、全学年でやってほしいという、それは町民の保護者からしてみれば、当然、願いでありました。ニーズも、当然やってほしいというような、早めに拡大をしてほしいというような声がたくさん届いているわけです。

ですので、今回は、町として財源調整、こちらの町長が先ほど答弁したように、何とか工面をして財源調整が図られたというようなことで、一日も早く実施をしたいというようなところから拡大に踏み切ったということでございます。

段階的といった言葉の定義の中には、1年を空けなければならないということはございませんので、それは、少しでも早く、一日でも早く実施できるものについてはしたいというような思いから、町では拡大に踏み切ったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） もちろん段階的にやるということで、1年空けると、1年あるいは2年を空けなくてはいけないということは全くないわけで、ただ、分かります、それは分かります。それで、財源が整ったと。それからあと、今部長が言ったように、全学年でやってほしいという声が結構届いたと。私も選挙中、いろいろ町民の声を聞いたときに、保育所の保護者の人たちから、給食費無償化を1年生から、小学校1年から、ぜひやってほしいなという声も随分聞いたわけですね。

そういう意味では、いろいろな声が、いろいろなというか、もっと広げてほしいという声が

上がっているというのは分かりますけれども、実際には、どういう形で保護者の声を酌み上げたのかということについては、答弁できますか。何か懇談会みたいな、あるいはP T Aの集まりとか、そういう何か保護者が集まる中で、いろいろ出されたとか、そういうことなんですか。今、声が届いたという答弁があったんだけど、どういう形で届いているのかということですね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 町民の声については、当然、給食費の早期無償化をやってほしいという、総合計画を策定した当時のアンケートであったり、子育て関係の各種計画をつくってきた際のアンケートであったり、そういったところで、その声が届いておりますし、それに加えて、町長が積極的に、これまでも実施しております町民会議ですとか座談会、座談会も、これも子育て世帯、子育ての若いお母さん方を対象とした座談会なども行っております。その中でも、早期実施を求める声、こういったものは非常に多く寄せられているというようなところで、これについては、通常考えれば、とにかく保護者は、もうほぼ全員が早くやってほしいと思っているのは当然のことだと我々も理解しておりますので、それで今回、こういう形での拡大に踏み切ったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 町民の声というか保護者の声というのは、みんなが給食費無償化を広げてほしい、やってほしい、実際やってほしいという声があると思いますし、保護者だけではなくて、じいちゃん、ばあちゃんからも随分聞いているんだけど。自分の孫が小学校に行くとか、中学校に行くと、今度小学校、中学校に入るんだけどということを、保護者の保護者からいろいろ声が上がっていて、やはり町内全体の皆さんの大きな声だと思うんですね。

そういう点で、その声にスピード感を持って受け止めたというのは、すごいと思うんですね。今までいろいろな助成を拡大するときに、やっている途中で拡大というのは、あまり今までちょっと経験がないんだけど、子ども医療費なんていうのは、最初は6歳まで、あるいは小3、小6、中3、今は18歳までになったけれども、15年ぐらいかかっていますよね、これだって。

あと、シルバーパス事業だって、最初は70歳以上の人の無料券なんていうのはなかったんだけど、実際やって、ミヤコーのバスチケットも少しずつ増やしていくということとか、無料パスも増やしたと。

あるいは、今回のm o b iだって、一応半年やったけれども、もう1年間やってみるという

ことで、まだ試行段階なんだけれども、そういうことで、試行というか、するのにやはり1年から1年半ぐらいかかるわけだけれども、今回、この給食費無料化というのは、実際今始まった途端に、また次の学年まで広げるとということで、ちょっと驚いているんですね。

だから、町議選が終わった昨年の9月に、いや、給食費無料化をもっと拡大しろという質問を私たちしようかなと思ったんだけど、今やっているのに、やったばかりなのに質問しては駄目だよなとちょっと抑制をしてやったんだけど、質問する前に、もう無料化を拡大したということで、すごく驚いているわけですけども、こういうスピード感を持って町民の要求に応じていくということは、すごく大事なだと思います。

そういう点でいうと、あと残り、町長も言ったけれども、1年生から5年生の無料化について、国の動向というのものもあるけれども、ただ、国が無料化の施策を実施するというのは、なかなかそう簡単ではないし、あと、給食だって、全国全て小学校と中学校の給食があるわけではなくて、例えば大都会の横浜とかでは、中学校の給食がまだないとかということで、全国的には、中学校の給食がないところも結構あるわけで、そういう点で、国の助成に希望を持っていくというのも大事なんだけど、やはり、町独自でさらに広げていくという必要があると思うんです。

そういう点でいうと、財源的には、今回で拡大した分の、4,000万ぐらい必要だったんだけど、例えば、さらに2学年、小5と小4、拡大を広げれば、また4,000万ぐらいかかるわけですけども、そういった財源というのは、ふるさと納税については、討論のときにちょっと「いや、そんなにあんまり期待するな」と述べた部分はあるんだけど、財源については4,000万ぐらい、いろいろやりくりすれば生み出せるような気もするんだけど、そういう点でいうと、小学1年生から5年生の給食費の無償化については早急にやってほしいなと思うんですけども、その辺についての取組方、今後の取組方について、どういうふうに考えているのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたように、今後の拡大の判断については、繰り返しになりますけれども、これからの税収の伸びであるとか、もちろんふるさと納税も含めまして、実施が可能だというような判断、これは慎重に判断しながらやっていくということしか、今の時点では申し上げられませんが、また、国の異次元の少子化対策の中で、恐らく、どこまで国のほうで支援をしていただけるかというあたりについては、来年度中に大体方針が決まると言われております

ので、その辺にもらみながら、町のほうでしっかりと判断をしていければと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ、給食費を終わります。あと1分ですね。

あと、避難所の問題ですね。避難所の対策について、いろいろな備品とか、非常食とか、寝具、あるいは簡易ベッドとか、いろいろ装備を備蓄しているということだったんですけども、問題は、そういう備蓄も大事なんだけれども、実際に、能登の今回の地震の状況を見て、避難所の状況がテレビとかで随分報道されていますけれども、これは先週の河北かな、あったんだけれども、河北の記事ですけれども、雑魚寝、あるいは食糧が1日にパンが10個、避難所は200人ということで、非常に劣悪な避難所状況が能登で続いている。

ただ、あの状況というのは、3.11のときも同じような状況だったような気もするし、今までの熊本地震とか、あるいは、いろいろな水害がここ最近増えていますけれども、そういうときの避難所の状況も同じだなと思うんですけども、だから、いろいろな備品がそろっていたとしても、実際に5,500人かな、が一斉に利府の指定避難所にみんな来た場合に、雑魚寝あるいは食料の問題とか、あとトイレの問題とかありますけれども、そういう状況というのは、利府の場合、そういう能登のような劣悪な避難所のような状況になるという心配はないのか、その辺について、どういうふうに対策を取るのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、町長の答弁の中にも、43か所の避難所の中で、約ですけれども5,500人の受入れ体制を整えておりまして、今抱えております備蓄品ですと、最大の5,500人ぐらい入ったにしても2日ぐらいは食料等も賄えると。その2日間の間に、長期化が見込まれるのであれば、支援、提携しております事業者さんのほうと調整をさせていただいて、食料とか物品等の支援を受けるとか、そういったふうに準備のほうを進めていくというふうに今も考えておりますので、あと、先ほどの能登の状況を見てというふうなこともありましたが、今後、能登の状況等も情報を入手しながら、さらに支援の対策のほうも考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、8番土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時5分とします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 請願第1号 「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する事

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する事を議題とします。

本件については、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長永野 渉君。

○総務企画常任委員長（永野 渉君） それでは、報告を申し上げます。

利府町議会議長 鈴木 忠 美 殿

総務企画常任委員長 永 野 渉

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

請願第1号。

付託年月日、令和5年12月8日。

件名、請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関する事。

審査の結果、採択すべきものであります。

まず、審査の経過であります。令和6年1月19日金曜日でありますけれども、紹介議員からの説明、それから、利府町の公共交通の現状について、町当局から説明を受けました。

続きまして委員間討議、討論及び採決を令和6年2月8日に行いまして、請願審査報告書の作成を行いました。

2、委員間討議の概要 請願の採否に係る審査要領としては、法令上の基準がないため、「議員必携」に記載されている3つの観点（①願意の妥当性、②実現の可能性、③利府町及び町議会の権限事項に属するか否か）から審査すべきとの意見があり、そのうち①、③は問題がないとし、主に②について議論を行いました。

請願事項は、町内全域に「利便性がよく、かつ安価に利用できる交通手段の確保」をお願いしたいというものであり、当局の努力により実現の可能性は十分にあり得る。

実現の可能性はあるが、現在m o b iの実証運行が行われており、恐らく本格運行も実施されると思われるので、わざわざ本請願を採択しなくてもよいのではないかという意見もありました。

現在、実証運行中のm o b iが、町内全域をカバーした本格運行になれば、本請願は満たされると考えるが、現状においてはm o b iの利用者数、特に定額乗り放題会員数はまだまだ少なく、費用対効果の観点から本格運行に至る道筋は厳しい。したがって、当局の努力を促すためにも、本請願を採択し議会の意思を当局に示す必要あり。

また、仮にm o b iが本格運行にならなければ、m o b iに代わる利便性の高い公共交通システムを当局に検討してもらう必要があります。

3、結論であります。

採決の結果、全会一致で採択とすべきものとなった。

4番目の措置であります。町当局に請願書を送付し、請願の処理経過及び結果の報告を求めるものであります。

以上であります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

委員長は席に戻ってください。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関することを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関することは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、請願第1号「高齢者が老後を安心して暮らせる環境改善」に関することは、委員長報告のとおり採決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（鈴木忠美君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日閉会することで決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年3月利府町議会定例会を閉会します。

皆さんどうも、当局の皆様含め、どうも御苦勞さまでございました。

午後3時12分 閉 会

令和6年 3月定例会会議録（ 3月14日 木曜日分）

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年3月14日

議 長

署名議員

署名議員